

官報

令和二年三月十一日

○第二百一回 参議院会議録第七号

令和二年三月十一日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第七号

令和二年三月十一日

午前十時 本会議

第一 国務大臣の報告に関する件(令和二年度
地方財政計画について)

第二 地方税法等の一部を改正する法律案及び
地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣
旨説明)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) 未曾有の被害をもたらした
東日本大震災から今日で九年となります。

会議を開くに先立ち、震災により犠牲となられ
た全ての方々に對し、心から哀悼の意を表しま
す。

御遺族の皆様方に衷心よりお悔やみを申し上げ
ますとともに、被災された全ての方々にお見舞い
を申し上げます。

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。
日程第一 国務大臣の報告に関する件(令和二
年度地方財政計画について)

日程第二 地方税法等の一部を改正する法律案
及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣
旨説明)

以上兩件を一括して議題といたします。
まず、総務大臣の報告及び趣旨説明を求めま
す。高市早苗総務大臣。

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 令和二年度地方財政計
画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律
案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の
趣旨について御説明申し上げます。

まず、令和二年度地方財政計画の概要について
御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分について
は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、人
づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の
維持、再生、防災・減災対策等に対応するために
必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費
の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取
組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしてお
ります。

あわせて、引き続き生じる財源不足について
は、適切な補填措置を講じることとして、地方の
一般財源総額について、前年度の地方財政計画を
上回る額を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧復興事
業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等
を措置する震災復興特別交付税を確保することと
しております。

以上の方針の下に、令和二年度の地方財政計画
を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模
は、通常収支分については、前年度に比べ一兆千
四百六十七億円増の九兆七千三百九十七億円、
東日本大震災分については、復旧復興事業が、前
年度に比べ二兆三千三百円減の八千九百八十四億円な
どとなっております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案につ
いて、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済社会情勢等を踏まえ、所有者不明土
地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応する
ため、登記名義人等が死亡している場合における
現所有者に賦課徴収に關し必要な事項を申告させ
ることができるとする制度の創設及び固定資産の使用
を所有者とみなして課税することができるとする制度の
拡大を行うこととしております。

また、個人住民税における未婚のひとり親に對
する税制上の措置及び寡婦控除等の見直し、電気
供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係
る法人事業税の課税方式の見直しを行うほか、税
負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととして
おります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案
について、その趣旨を御説明申し上げます。

令和二年度分の通常収支に係る地方交付税の総
額について、十六兆五千八百八十二億円を確保す
るとともに、当分の間の措置として地域社会再生
事業費を設けるほか、普通交付税の算定に用いる
単位費用の改正を行うこととしております。あわ
せて、令和二年度分の震災復興特別交付税につい
て、新たに三千四百二十三億円を確保し、総額三
千七百四十二億円とすることとしております。

また、地方公共団体における河川のしゅんせつ
等に要する経費に充てるため地方債の特例を創設
するとともに、公営競技納付金制度の延長を行う
こととしております。

以上が、令和二年度地方財政計画の概要並びに
地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付
税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。
(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの報告及び趣旨説
明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を
許します。森本真治さん。

(森本真治君登壇、拍手)

○森本真治君 国民民主党の森本真治です。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から今
日で九年となりました。質問に先立ち、震災によ
り犠牲となられました全ての方々に對し、心から
哀悼の意を表し、被災者の皆様に改めてお見舞い
を申し上げます。

私は、立憲・国民・新緑風会・社民を代表し、
ただいま議題となりました令和二年度地方財政計
画、地方税法等改正案及び地方交付税法等改正案
につきまして質問いたします。

冒頭、新型コロナウイルス感染症について伺い
ます。

新型コロナウイルスの国内の感染者は、発生が
拡大を続け、現時点では収束の見通しが極めて不
透明です。感染者数が増加の一途をたどっている
状況を踏まえ、政府においては、自治体との十分
な連携により、検査体制の大幅な強化、治療、相
談体制の拡充など感染拡大の抑制に全力を挙げる
よう、改めて強く求めます。

政府は、二月十三日に決定した新型コロナウイルス
感染症に関する緊急対応策において追加され
る事業のうち、地方負担があるもの、具体的に
は、有症患者が入院することができる病床整備や

自治体の相談窓口設置等への補助に係る地方負担に對し、八割を基本として特別交付税措置を講ずることとしております。

この特別交付税措置については、今年度に引き続き、四月からの新年度においても切れ目なく講じていく必要があります。このため、令和二年度の特別交付税の速やかな交付とともに、同年度特別交付税総額の大増額措置も必要になってくると考えますが、総務大臣の所見を伺います。

また、こうした地方財政措置等を講じるに当たっては、政府と地方側との意思疎通が重要であり、地方六団体など地方と協議する場を設け、現場の意見や要望をくみ上げて対策に反映させることが必要で、昨日開催されたと同つています。地方との会合における意見、要望を踏まえ、どのように対応していくつもりであるのか、総務大臣の所見を伺います。

PCR検査について伺います。

今般、医療保険適用が始まりましたが、検査を受けられるのは全国十一万の医療機関の中で八百五十弱しかないと同つています。今後、拡大のめどはあるのか、また、医療機関に検査を受けるべきと言われた方が全員受けられるのはいつになるのか、併せて厚労大臣にお伺いします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、民間雇用への影響も極めて深刻となっております。こうした状況を踏まえ、政府は今日、雇用調整助成金の特例措置の拡大を行う予定と発表しました。その内容は、生産指標要件、対象者、助成率で緊急事態宣言を発生している北海道とそれ以外の地域において異なる扱いをするというものです。

新型コロナウイルス問題については、リーマ

ン・ショックに匹敵するほどの事業活動の縮小を余儀なくされるおそれがあり、全国各地に影響が及ぼされています。ちゅうちよすることなく、早め早め対策を取る必要があります。北海道だけを先行することなく全国一斉に同等の特例措置の拡大を進めるべきと考えますが、厚労大臣の認識を伺います。

学校の一斉休校により、給食がなくなっていることの影響について伺います。

先週金曜日、国民民主党の議員で静岡市にあるNPO法人フードバンクふじのくににお邪魔しました。ちようど母子寡婦福祉会の方が大量の食料を取りに来られているところでしたが、緊急、大量の要請にもかかわらず、何とか食料を確保できたということでした。しかし、今後も対応できるのか分からないとのことでした。

給食がないことは、特に一人親家庭及び生活困窮者世帯において影響があります。厚労省は二月二十八日付け各自自治体への通知において、食事の提供に関しても、衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社、フードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能とは述べていますが、食料の確保、さらには、配布する際の人手をどうするのか。自治体任せにするのではなく国の責任として万全の体制を取るべきと考えますが、厚労大臣の見解を伺います。

また、休校中であっても、希望者には給食を提供する仕組みが検討できないでしょうか。文科大臣の見解を伺います。

令和元年度の地方交付税総額は、予算編成時点では対前年度一千七百二十四億円の増と、七年ぶりの増加となることが見込まれていました。しかし、その後の補正予算において、地方交付税の原資となる法人税、所得税が減収となり、結果として七年ぶりの増どころか六百四十九億円の穴が空き、これを補填した分については全額後年度の地方交付税から減額されることになりました。国の甘過ぎる税収見積りが地方を振り回す結果となったと言わざるを得ませんが、総理の認識を伺います。

また、令和元年度における減額分を精算するため、交付税が令和三年度以降十年間にわたり減額されることについては、国はその影響を最小限にとどめる責務があります。総務大臣の認識を伺います。

令和二年度地方財政計画では、地方税について過去最高の四十兆九千三百六十六億円、地方交付税について対前年度四千七十三億円増の十六兆五千八百八十二億円を見込んでいます。

一般財源総額については対前年度七千二百四十六億円増の六十三兆四千三百十八億円を増額確保したとし、安倍総理も衆議院本会議で、国の財政も大変厳しい中であつて、地方が自由に使える財源をしっかりと確保できたものと考えておりますと述べています。

しかし、令和元年十月から十二月期の実質GDP成長率は年率換算でマイナス七・一％となつています。消費増税の悪影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念される中で、とても地方税や地方交付税の原資となる国税の増収が見込まれる状況とは思えません。地方税と地方交付税

は本当に増加し、一般財源総額が確保されると言い切れるでしょうか。令和元年度と同様に、国の甘い税収見積りのせいでまた地方が振り回されるだけではないでしょうか。総理の認識を伺います。

次に、地方経済の現状について伺います。

総理は、一月二十日の施政方針演説の中で、日本経済はこの七年間で一三％成長し、来年度予算の税収は過去最高となりました、公債発行は八年連続での減額であります、経済再生なくして財政健全化なし、この基本方針を堅持し、引き続き二〇二五年度のプライマリーバランス黒字化を目指します、この六年間で生産年齢人口が五百万人減少する一方で、雇用は三百八十万人増加しておりますなどと述べております。

総理はアベノミクスの成果と自画自賛するかもしれませんが、果たして、地方経済の状況はそこまで明るいものであると胸を張って言えるのでしょうか。

私の地元広島県において、先月七日、日本製鉄が呉製鉄所の全設備を二〇二三年九月末をめどに休止すると発表しました。協力会社を合わせ従業員約三千三百人、取引のある企業は県内で百十七社あり、地域経済や雇用に与える影響を懸念する声が出ております。呉市は、二〇一八年夏の西日本豪雨で大きな被害を受けており、新たな重荷を抱えることになりました。

また、安倍政権になって、東京一極集中が加速し、地方の人口流出に歯止めが掛かりません。アベノミクスによって、地方の雇用の場が失われ、人口が減少を続ける状況について総理の認識を伺います。

次に、災害対応に必要な財源及び人材の確保について伺います。

昨年は、度重なる豪雨や台風、とりわけ九月の台風十五号、十七号、十月の台風十九号などにより甚大な被害がもたらされ、多くの尊い命が失われました。これらの災害で亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にもお見舞いを申し上げます。

さて、平成期において、地方の財政需要の増加に対し投資的経費の抑制、職員の削減等による行政経費の縮減による対応をしてきた経緯があり、地方は疲弊しているのが現状であります。特に、小泉政権による三位一体改革によってその流れが続けられました。昨年相次いだ豪雨災害、一昨年の広島県を始めとする西日本豪雨災害等の対応でも、必要な職員、財源が足りずに対応が後手に回るなど、そのひずみが出ております。

そこで、投資的経費の抑制及び職員の削減が自治体の災害対応に与える影響についての政府の認識と、今回の改正によって何がどのように改善されるのかについて、総務大臣の明確な答弁を求めます。

次に、森林環境譲与税の見直しについて伺います。

気候変動の影響で、今後、全国各地で風水害、土砂災害等の頻発、激甚化が懸念される中、災害防止等の観点から森林整備を促進することに異論はありませんが、災害防止のための森林整備が真に急がれる団体に対して必要かつ十分な財源が譲与されて初めて今回の改正が意味のあるものになるのではないのでしょうか。

現在の譲与基準では、私有林人工林面積五割、林業就業者数二割、人口三割で按分して譲与され

るため、森林に充てるはずの財源なのに、人口の多い都市部への配分が多くなることとなります。

今回の改正によって森林整備が真に急がれる地方団体に必要かつ十分な財源が前倒しで譲与され森林整備が一層促進されるとする根拠と、現在の譲与基準の妥当性について、総務大臣の明確な答弁を求めます。

次に、会計年度任用職員制度について伺います。

平成二十九年の地方公務員法及び地方自治法の改正により、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を図る観点から、会計年度任用職員制度が創設され、期末手当の支給が可能となりました。

制度導入に伴い必要となる財源について、令和二年度の地方財政計画の歳出に一千七百三十八億円が計上されたことは、六十万人以上の臨時・非常勤の職員がいるとされる中、官製ワーキングプアと呼ばれる非正規公務員問題の解決に向けた第一歩となります。

総務省は、全国の地方公共団体に対して行った調査の結果を踏まえ所要額を適切に計上したものであり、新制度に円滑に移行ができるよう必要な財源を確保したものと認識している旨、衆議院において答弁しております。

一方で、令和二年一月一日現在の総務省の調査によると、会計年度任用職員にどれだけの臨時・非常勤職員を移行させるか、整理を完了していないとしている団体が千七百八十八団体中二百五十二団体、給与水準を固めていない団体が五百四十七団体、勤務時間や休暇を確定していない団体が七百二十五団体、条例を定めていない団体が四団

体もあります。これだけの自治体において給与水準や勤務労働条件が確定していない中、果たして必要な財源を確保したと言えるのでしょうか。現在措置しようとしている一千七百三十八億円では不十分であると考えざるを得ません。

また、期末手当の支給に加え、昇給制度の導入や退職金の支給、給料や報酬の基本額の改善も必要と考えますが、これらの改善にも十分応えられる財源となっているのでしょうか。総務大臣の明確な答弁を求めます。

最後に、核兵器のない世界の実現に向けて、被爆体験の継承について伺います。

本年は被爆七十五年、核不拡散条約発効五十年という節目の年であります。被爆者が高齢化し、被爆体験を伝える人が少なくなっている今、被爆の実相を伝える被爆建物は残さなければなりません。それが核兵器廃絶にもつながります。

現在、広島市内最大級の被爆建物である旧陸軍被服支廠の存廃が議論されております。

先月、私は、国民民主党の玉木雄一郎代表らとともに現地視察を行いました。自民党や公明党の議員も視察を行うなど、与野党の枠を超えて保存に向けた知恵を絞るべき課題となっています。

被爆者の高齢化が進み、被爆体験を伝えることが難しくなる中、被爆の実相を伝える被爆建物の保存、活用は重要であると考えますが、唯一の戦争被爆国として国も積極的に関わっていく必要があると考えますが、総理の御所見をお伺いします。

以上、明確な答弁を求めまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 森本真治議員にお答えをいたします。

令和元年度の地方交付税についてお尋ねがありました。

令和元年度の税収については、企業収益は引き続き高い水準にあるものの、海外経済の減速等を背景に外需落ち込みの影響を受ける製造業を中心とした法人税収の減、雇用・所得環境の改善等を受け給与税収は堅調に推移しているものの、大口の還付の発生といった一時的な要因による所得税収の減などの要因により、当初予算から二・三兆円の減額補正を行いました。

これは、当初予算の編成時には想定していなかった事情によるものであり、当初の見積りが過度に楽観的だったとは考えていませんが、今後とも適切な見積りに努めてまいります。

なお、国税の減額補正に伴い生じた地方交付税総額の減少については、全額を国の一般会計から加算して補填しており、その精算についてもできる限り影響を緩和するよう対処したところであります。

令和二年度の地方財政計画についてお尋ねがありました。

令和二年度の地方税収及び国税については、消費税率引上げによる増収分に加え、雇用・所得環境の改善が続き、消費を始め内需が堅調に推移すると見込まれること等を踏まえ計上しており、適切な見積りと考えています。

新型コロナウイルス感染症が日本経済に与える影響については今後も動向を注視していく必要がありますが、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、持続的な経済成長の実現につなげていくため

に、昨年十二月に策定した総合経済対策に加え、第一弾及び第二弾の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を着実に実施するなど、引き続き経済財政運営に万全を期してまいります。

その上で、地方公共団体が地域の実情に応じた重要課題にしっかりと取り組みつつ安定的な財政運営を行うことができるよう、必要な財源の確保に取り組んでまいります。

東京一極集中と地方の人口流出についてお尋ねがありました。

これまで、東京圏への転入超過は景気が良くなると大きくなる傾向がありました。が、史上初めて四十七全ての都道府県で有効求人倍率が一倍を超え、地方に働く場所が生まれた結果、景気回復が続く中でも、ここ数年、転入超過はバブル崩壊後のピークであった第一次政権時代の十五万五千人より少なく抑えられています。しかし、減少までには至っていないことから、引き続き、転出入均衡目標の実現に向けて、更なる取組を進めてまいります。

十代後半や二十代の若者が東京圏への転入超過の大半を占めていることを踏まえると、進学、就職が東京圏への移動の大きなきっかけとなっています。このため、地方に若者に魅力あふれる働く場、学びの場をつくることが重要です。きらりと光る地方大学づくりや、東京から地方へ移住し、起業、就業する場合に最大三百万円を支給する制度など、あらゆる取組を通じて、地方にこそチャンスがあると考える若者たちの背中を力強く後押しし、東京一極集中の是正に全力を尽くしてまいります。

被爆建物の保存、活用についてお尋ねがありました。

した。

被爆者の減少や高齢化により被爆体験の風化が危惧されている中、我が国は唯一の戦争被爆国として、世代や国境を越えて被爆の実相を継承していく務めがあると考えています。

現在、広島県において保存、活用の検討が行われている旧陸軍被服支廠を始めとする被爆建物については、従来から、自治体が行う保存工事に対する補助を行ってきたところですが、国としても、被爆の実相を次世代に伝えるために、広島県における議論も踏まえ、しっかりと対応してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 森本真治議員からは、まず、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別交付税措置についてお尋ねがありました。

二月十三日及び昨日決定の緊急対応策のうち、地方負担が見込まれる事業については、総務省としても災害並みの手厚い特別交付税措置を講じることとしております。その際、可能な限り今年度の特別交付税において措置することとし、把握し切れない経費については来年度措置を講じることとしています。

引き続き、地方団体の実情を丁寧にお伺いしながら、その財政運営に支障が生じないように、関係省庁と連携しつつ、適切に取り組んでまいります。

次に、昨日開催された国と地方の協議の場を始め、政府と地方側との意思疎通の必要性についてお尋ねがありました。

総務省では、二月に都道府県などと総務省との間に設けた連絡体制や、三月五日の政府の事務方と地方六団体との意見交換などを通じ、政府の具体的な施策展開について地方団体に情報を提供するとともに、地方団体からの御要望を受け止め、関係府省にフィードバックしています。また、昨日も、総理始め関係閣僚が地方六団体の代表から直接御要望をお伺いする機会を設けたところでございます。

こうした地方からの御要望も踏まえ、昨日決定した緊急対応策に伴い生じる医療提供体制の確保などに係る地方負担について、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう、手厚い地方財政措置を講じることとしました。

今後とも、地方の実情を丁寧に伺いながら、関係省庁と連携しつつ、適切に対応してまいります。

次に、令和元年度地方交付税総額の精算についてお尋ねがありました。

令和元年度の補正予算において国税が減額補正されたことに伴う地方交付税総額の減少額六千四百九十六億円については、その全額を国の一般会計から加算して補填した上で、後年度の地方交付税総額への影響をできる限り緩和する観点から、十年間に分割して精算を行うこととしています。今後についても、地方団体が地域の実情に応じた重要課題に取り組むつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、毎年度の地方財政対策において、地方交付税を含めた一般財源総額をしっかりと確保してまいります。

次に、災害対応に必要な財源及び人材の確保についてお尋ねがありました。

地方財政計画の投資的経費については、ピーク時に比べ減少しているものの、近年は増加傾向にあり、防災・減災対策や公共施設の適正管理など、地方団体がそれぞれの地域課題に対応するために必要な歳出を計上してきているところです。

地方団体の定員管理については、適正な定員管理により、総職員数を抑制する中においても防災関係職員を増加させるなど、必要な人員配置を行っていると認識しています。

令和二年度地方財政計画においては、河川などのしゅんせつを集中的に進める緊急浚渫推進事業費の創設、森林整備を一層促進するための森林環境譲与税の増額、市町村支援や災害時の中長期派遣要員を確保するための技術職員の増員といった取組を進めることとしており、地方団体の防災・減災対策を一層推進してまいります。

次に、森林環境譲与税についてお尋ねがありました。

森林環境譲与税の増額については、昨今の自然災害の大規模化を背景として、災害防止の観点から森林整備をより早急に実施すべきというニーズの高まりや地方団体からの御要望も踏まえ、今般の税制改正で対応することとしています。

譲与基準については、法律上の使途と相関が高い指標を用いることとしていますが、その見直しの必要性については、各地方団体の森林整備の取組や施策の実施状況を見極めた上で検討してまいりたいと考えております。

最後に、会計年度任用職員制度についてお尋ねがありました。

来年度の地方財政計画においては、会計年度任用職員に対する期末手当の支給に要する経費に加

え、退職手当の支給や給料、報酬水準の適正化によつて増加する経費などについても、さきの調査時点では給与水準などの確定には至っていない。た団体を含め、全国の地方公共団体の所要額を適切に計上しており、新制度への円滑な移行に必要な財源を確保したものと認識しています。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕

○国務大臣(加藤勝信君) 森本真治議員にお答えいたします。

PCR検査を受けられる医療機関の拡大についてのお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、感染が疑われる方については、まずは帰国者・接触者相談センターに御相談をいただき、受診を勧められた際には帰国者・接触者外来を受診していただくことにしております。

帰国者・接触者外来の設置数については、新型コロナウイルスの約八百程度の設置を目指して拡充するよう都道府県に要請をいたしました。が、現在九百十七施設が設置されているところがあります。

大事なことは、医師が必要と認める場合に検査を受けられるようにすることです。今回の保険適用はその一環としても実施をしたところですが、今後とも、検査能力の拡充を含め、検査が必要な方が検査を受けられるよう努力をいたします。

雇用調整助成金の特例措置の拡大についてお尋ねがありました。

北海道においては、新型コロナウイルス感染症患者が他の地域に比べて多数かつ集中的に発生し、感染拡大防止のために三週間にわたって知事

が住民、企業の活動自粛を求める旨の宣言が発出されました。

こうした地方自治体による宣言を受けて、他の地域にも増して事業活動が抑制されることが見込まれるため、雇用調整助成金の更なる特例を設け、助成率の上乗せ等を実施しております。

今後、北海道と同じような地域が現れた場合には、同様の取扱いを実施し、地域における雇用を守ってまいります。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の雇用への影響を十分注視しながら、更に必要な対策を講じてまいります。

学校の一斉休校に伴う一人親家庭や生活困窮者世帯における食料の確保等についてお尋ねがありました。

御指摘の二月二十八日の事務連絡は、一人親家庭や生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施に当たり、フードバンク等が提供する食料の確保や利用者への配布に要する人件費等の費用も補助対象であることから、当該事業の中で地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布することが可能であることを改めてお示しをいたしました。

こうした取組を通じて、文部科学省や学校現場の取組と併せて、学校の臨時休業期間中の子供の食事の確保につなげていきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣秋生田光一君登壇、拍手〕
○国務大臣(秋生田光一君) 森本議員にお答えいたします。

希望者への給食の提供についてお尋ねがありました。

今回の学校の臨時休業に際して、子供の居場所を確保する観点から、児童生徒等に学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられます。

このため、三月二日付けで厚生労働省と文部科学省との連名で子どもの居場所の確保について通知を発出し、児童生徒等に対してこのような工夫により昼食を提供することの可能性についてもお示しをしたところでです。

国としても、この度の臨時休業に伴う各地域の取組や工夫を集めて参考として情報提供しており、各教育委員会においては、地域の実情やニーズに応じて対応を御判断いただきたいと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 山本博司さん。

〔山本博司君登壇、拍手〕

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

私は、自民、公明を代表して、ただいま議題となりました令和二年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について、安倍総理並びに係大臣に質問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、感染された方々にお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は依然として予断を許しません。状況の変化を見据え、臨機応変な対応が求められております。

また、この三月十一日で東日本大震災から丸九年となりました。犠牲となられた皆様方に哀悼の

意を表しますとともに、被災された皆様からお見舞いを申し上げます。

これからも党を挙げて、被災地に寄り添い、誰一人置き去りにしない復興を進めていくことをお誓い申し上げます。

初めに、地方財政計画について伺います。
令和二年度の地方財政計画においては、地方税及び地方交付税の増加等を背景に、一般財源総額で令和元年度を〇・七兆円上回る六十三・四兆円を確保するとともに、地方交付税総額で前年度を〇・四兆円上回る十六・六兆円を確保いたしました。

臨時財政対策債については三年連続の減少と、しっかりと抑制されたものとなっております。安定的な財政運営のための一般財源総額の確保と財政の健全化の両立が図られております。今後とも、増大する地方の財政需要については地域の実情に十分配慮したきめ細やかな対応が必要です。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に関する地方財政上の対応は喫緊の課題です。

既に政府は令和元年度予算費による対応を実施しておりますが、引き続き、地方自治体が必要かつ十分な対応ができるよう財政上の支援を講ずる必要があります。具体的には、今後の普通交付税の繰上げ交付や特別交付税による柔軟な対応など、あらゆる手段を総動員すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

安定した自公政権の下において、地方創生が大きく進展をしております。

日本海の隠岐諸島にある島根県海士町は、かつて人口流出が止まらなかった町でありましたが、大きな危機感を感じて、海産物を冷凍する施設を

造つたり、高校に島外の生徒を呼び込み活気ある町づくりを進め、Ｉターン移住者は過去十五年間で六百五十人を超えました。

平成二十七年に創設されたまち・ひと・しごと創生事業費は、これまで毎年度一兆円が計上されており、令和二年度も引き続き一兆円が計上されています。こうした施策を一層推進し、地域の活性化を図ることで、地方財政の改善が進み、経済の好循環を生み出す効果が大きいと考えます。

令和二年度より、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略の下での取組が始まります。持続可能な地方創生に向けて更なる充実強化が求められております。地方創生に向けた安倍総理の御所見を伺います。

今回の地方税改正の中には、税負担軽減措置として、ローカル５Ｇの設備に係る課税標準の特例措置の創設が盛り込まれております。

本年は、５Ｇの商用サービスについて本格的な展開が控えております。高速、大容量、低遅延、多数同時接続という利点を生かして、全国各地で様々な活用が期待されております。特に、地方では、少子高齢化が急速に進む中、地域課題の解決に向けた取組への活用が大いに期待されております。

この５Ｇは、国民に広く利益が及ぶ国家戦略であり、力強く前に進めるべきと考えますが、総理の認識を伺います。

こうした５Ｇの活用には、ＩＣＴインフラ環境の整備が不可欠であります。光ファイバーなどの超高速ブロードバンドの基盤が前提となります。総務省では、地理的に条件不利な地域においても、光ファイバーの整備を行うため、支援事業を

進めていると承知しております。離島や山間部などの過疎地域を始め、財政事情の厳しい自治体においても、地域活性化の観点から着実に整備していただきたいと思いますが、総務大臣の御所見を伺いたいと思います。

次に、未婚の一人親家庭への支援について伺います。

今回の地方税法改正において、国税と同様に、個人住民税における未婚の一人親に対する税制上の見直しが行われます。これにより婚姻歴の有無による不公平の解消が図られ、子供の貧困対策は一步前進するものと評価いたします。制度の周知徹底やプライバシーに配慮した制度設計に努めていただきたいと思います。

今回の見直しにもかかわらず、多くの一人親家庭は低所得者世帯であり、所得控除しても手元にお金が残らないとの指摘もあります。約百四十二万世帯の一人親家庭のうち、約五割が貧困世帯と見られています。経済的な困窮を見逃さず、親から子へと続く貧困の連鎖を断ち切ることはできません。

今回の見直しにとどまらず、一人親家庭に対する更なる支援策を強化すべきと考えますが、総理の認識を伺います。

次に、防災・減災対策に関して伺います。

令和元年度には、相次ぐ大雨や台風により、各地で河川の氾濫による堤防の決壊、住宅の浸水など甚大な被害がもたらされました。

こうした深刻な被害を踏まえ、令和元年度の補正予算を編成するとともに、令和二年度地方財政対策では、緊急浚渫推進事業費の創設、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費

の対象事業の拡充、技術職員の充実に係る地方財政措置などを行うこととしております。

この中で、緊急浚渫推進事業費の創設は、自治体が単独事業として、緊急的に管理する河川のしゅんせつ、土砂の撤去、樹木の伐採などを実施できるようにするものであり、被害を未然に防ぐためにも大変重要な事業であります。この緊急浚渫推進事業費の創設の意義について、総務大臣の答弁を求めます。

さらに、緊急防災・減災事業は復興・創生期間の令和二年度まで、緊急自然災害防止対策事業は防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策の期間の令和二年度までとなっており、今後の取扱いが注目されております。

緊急対策が終了する令和二年度以降も、中長期的な視点で防災・減災、国土強靱化対策に十分な予算を確保し続け、災害への備えを万全にしなければなりません。更なる防災・減災、国土強靱化対策に向けた総理の決意を伺いたいと思います。

地方税法等の一部改正案及び地方交付税法等の一部改正案は、地方創生の推進、防災・減災対策の強化に資する重要なものであります。地方の声にしつかりと耳を傾け、ニーズを反映させていくことがますます重要です。

両法律案を令和二年度予算と併せて早期に成立させる必要があることを申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 山本博司議員にお答えをいたします。
令和二年度地方財政計画等についてお尋ねがあ

りました。

令和二年度の地方財政計画においては、地方の一般財源総額について前年度を〇・七兆円上回る六十三・四兆円確保の中で、地方交付税総額を〇・四兆円増額するとともに、臨時財政対策債の発行額を〇・一兆円抑制し、地方の一般財源の質も改善しました。

今後とも、地方公共団体が地域の実情に応じた重要課題にしつかりと取り組んでいけるよう、地域経済の活性化やめり張りを付けた歳出構造の見直しにより、一般財源総額を安定的に確保しつつ、財政の健全化に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に関する地方財政上の対応については、新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した第一弾及び第二弾の緊急対応策において地方負担が見込まれる事業については、災害並みの措置を講ずる観点から、手厚い地方交付税措置を講じることとしてまいります。

今後とも、地方公共団体の御意見も踏まえながら、その財政運営に支障が生じることがないように、関係省庁と連携しつつ、適切に対応してまいります。

地方創生についてお尋ねがありました。

御紹介いただいた海士町は、島にある特産品を生かし、次々とヒット商品を生み出してきました。そのアイデアをもたらしたのは、島の外からやってきた若者たちです。チャレンジの場を積極的に提供することで、御指摘のように、日本から多くの若者たちのＩターンを集めている地方創生の好事例です。

若者が将来に夢や希望を抱き、その場所でチャ

レンジしたいと願う、そうした地方創生をつくり上げるのが持続可能な地方をつくる鍵であると確信しています。

第二期総合戦略では、地方にこそチャンスがあると考え、若者たちの背中を力強く後押ししてまいります。

地域おこし協力隊は、任期が終わった後、六割の若者が定住している実績があります。この協力隊を政権交代前の八倍近い八千人規模へと大きく拡充します。

東京から地方へと移住し、起業、就業する場合に最大三百万円を支給する。地方でのチャレンジを促すこの制度を更に使いやすいものとします。

地方での兼業、副業を促すため、人材のマッチングや移動費の支援を行う新たな制度を創設します。関係人口を拡大することで将来的な移住につなげてまいります。

あらゆる施策を総動員して、若者たちがその未来を託すことができる地方創生を進めてまいります。

5 Gについてお尋ねがありました。

5 Gがもたらす変革は、経済のみにとどまらず、安全保障を始め世界のあらゆる分野に大きな影響を及ぼすとの認識の下、国家戦略として取り組んでいくこととしております。しっかりと未来を見据えながら、大胆な税制措置と予算により、研究開発とインフラ整備への大胆な投資を促し、イノベーションを力強く後押ししてまいります。5 Gは、自動運転や遠隔医療などを可能とすることを通じて、人手不足や高齢化など、地域が直面する社会課題の解決に大きく寄与するものです。まさに地方創生の切り札であり、速やかに全

国展開を進めることが重要です。

そうした観点から、昨年の周波数割当てに当たっても、地方も含めた広いエリアでのサービス展開が行われるよう条件を付したところです。また、農業、工場、建設現場などで活用実績を積み上げ、その横展開を図ることで早期の普及を図ってまいります。

一人親家庭に対する支援策についてお尋ねがありました。

未婚の一人親に対する税制上の対応については、全ての一人親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、死別、離別の場合と同様の条件で一人親控除を適用することとしました。

この改正法案の早期の成立をお願いするとともに、法案の成立後は、新たに対象となる方に控除が適切に適用されるよう、周知徹底を図ってまいります。また、控除の申告の際には婚姻歴の有無が職場などに知られないよう、プライバシーに配慮した制度設計とするよう努めてまいります。

さらに、今回の税制上の対応以外にも、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援や経済的支援などの施策を総合的に進めており、児童扶養手当制度について、近年、多子加算額の倍増や所得制限限度額の引上げ等、拡充を図ってきたほか、児童扶養手当と障害年金の併給要件の緩和について所要の法案を今国会に提出しています。

今後とも、新たに策定した子供の貧困対策に関する大綱に基づき、一人親家庭の所得状況や生活実態、経済状況の変化等を踏まえつつ、必要な支援の充実を図っていきたいと考えています。更なる防災・減災、国土強靱化対策に向けた決意についてお尋ねがありました。

近年の災害の激甚化を考慮すると、防災・減災、国土強靱化を中長期的視点から進めることは重要であると考えています。このため、一昨年末に、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、国土強靱化基本計画を見直し、中長期的な目標や施策分野ごとのハード、ソフトにわたる推進方針を明らかにしてきたところです。

今後とも、必要に応じて国土強靱化基本計画を充実させながら、必要な予算を確保し、オールジャパンで防災・減災、国土強靱化を進め、国家百年の大計として災害に強いふるさつをつくり上げてまいります。

また、令和二年度までを期限としている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債のその後の対応についても、地方団体の取組状況や御意見等も十分にお聞きして適切に検討してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○国務大臣(高市早苗君) 山本博司議員からは、まず、地理的に条件不利な地域における光ファイバーの整備についてお尋ねがありました。

地域の活性化に不可欠な基幹インフラである5 Gを速やかに全国に展開するためには、5 Gの基地局を支える光ファイバーの整備が不可欠と考えます。

我が国において光ファイバーがまだ整備されていない世帯は、地理的に条件不利な地域を含め、二〇一八年度末現在で約六十六万世帯となっていますが、昨年策定したマスタープランにおいて、

二〇三三年度末までに約十八万世帯まで減らすべく必要な施策を講じることとしています。

このため、地方自治体や電気通信事業者などが光ファイバーを整備する場合に費用の一部を補助する事業を行っています。

今後とも、地域のニーズを的確に把握しつつ、光ファイバーの整備支援にしっかりと取り組んでまいります。

次に、緊急浸没推進事業費の創設の意義についてお尋ねがありました。

山本議員御指摘のとおり、昨今の台風被害では、河川において堆積土砂の撤去や樹木の伐採ができていないため河川が越水するような状況が多々見られており、維持管理のための河川などにおける堆積土砂の撤去や樹木の伐採が喫緊の課題となっています。

このため、地方財政計画に新たに緊急浸没推進事業費を九百億円計上するとともに、その地方負担額に地方債を特例的に充当できるよう、地方財政法の改正案を今国会に提出しています。

今後五年間で四千九百億円の事業費を見込んでおり、危険箇所を解消する観点から、地方団体には緊急かつ集中的に河川などのしゅんせつに取り組んでいただきたいと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 柳ヶ瀬裕文さん。

〔柳ヶ瀬裕文君登壇、拍手〕

○柳ヶ瀬裕文君 日本維新の会の柳ヶ瀬裕文です。

私は、我が党を代表して、ただいま議題となりました令和二年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を

改正する法律案について質問させていただきま
す。

九年前の本日、三月十一日、東日本大震災が発
生しました。改めて、尊い命を失われた皆様、御
遺族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げ、今も大変
な御苦勞をされている被災者の皆様にお見舞いを
申し上げます。

現在も四万人を超える方々が避難されている現
実を真摯に受け止め、我が党は、身を切る改革を
実践し、復興支援に全力で取り組んでいくことを
お誓い申し上げます、質問に入ります。

まず、新型コロナウイルス対策について伺いま
す。

感染拡大に伴い、社会は大きく変わりつつあり
ます。繁華街の夜の人は半減し、オフィスの昼
間人口は二割減となりました。イベントの自粛が
進み、多くの学校は休校となりました。政策目標
である人の動きは制限されるようになりました
が、その一方で痛みも大きくなってきています。
消費は大きく落ち込み、経済へのダメージは計り
知れないものとなってきています。

昨日、政府の緊急対応策が発表されましたが、
ニューヨーク市場の暴落など、危機的状況に対応
するには極めてインパクトに欠ける内容となつて
います。我が党がかねてより求めてきた大規模な
減税措置及び十兆円規模の大胆な財政出動など決
断すべきと考えますけれども、総理の見解を伺い
ます。

また、いつまでこの自粛を続けるのか、出口戦
略を描かなければなりません。イベントの自粛や
学校の休校を延長するのか、解除するのか。ま
た、更なる行動制限を国民に要請するのか。これ

らのことを総合的に判断するためには、我が国に
おける感染の広がりの実態を正確に把握すること
が不可欠です。

しかし、現状を把握するサーベイの仕組みは極
めて脆弱です。WHOや各国が感染者数が少ない
日本に対して他国より危険な国であるかのように
名指ししているのは、我が国が感染の現状把握を
できていないと考えているからです。

政府の基本方針では、国内での流行状況を把握
するためのサーベイランスの仕組みを整備すると
ありますが、これはいつまでに、どのような仕組
みを整備するのか、総理の見解を伺います。

私は、医師が必要と判断した場合に確実に検査
できる体制を整備すると同時に、感染者が多く発
生しているエリアでの定点観測、無作為抽出検査
の実施など一歩踏み込んだ疫学調査、また、将来
的には抗体検査ができるように準備を始めるべき
と考えますが、総理の見解を伺います。

今後、感染が拡大すれば、重症患者も増えま
す。しかし、その重症者に対応できるだけの医療
体制は十分でしょうか。感染症対応ベッドは逼迫
しつつある現状が伝えられてきています。現状で

は軽症でも全員入院させる対応となっています
が、医療崩壊を阻止するためには、基本方針でも
示されているとおり、軽症の患者は自宅隔離療養
とし、重症者に資源を集中するよう転換すべきと
考えます。その際、現行の指定感染症の政令を改
正する必要があるかどうかを含め、総理の見解を
伺います。

また、重症患者を増やさないためには、重症化
するリスクの高い高齢者への配慮が重要です。高
齢者施設にウイルスが入り込むことのないよう

に、職員の方々はもとより、家族など人の出入り
を厳格に管理するとともに、高齢者が感染者と接
触することを防ぐため、特にリスクの高い基礎疾
患を持つ高齢者の皆様に対しては、外出の自粛要
請を検討するなど、更に強く注意を喚起すべきと
考えますが、総理の見解を伺います。

治療薬、治療方法の開発は急務です。治療薬と
して、アビガン、カレトラ、レムデシビルなどが
挙げられており、観察研究が開始されていること
は存知していますが、実際に患者に広く投与され
るようになるには時間が必要です。なぜなら、日
本では症例数が少なく、大規模な治験ができない
など環境上の制約があるからです。

しかし、この治療薬や治療法について大量の
データを保有している国があります。八万人以上
の感染者と対峙してきた中国であります。この中
国から様々なデータが散発的な論文としては発表
されてきていますが、残念ながら、多くの専門家
が求めている核心的な情報、これは上がってきて
いません。治療法を早期に確立するためには、中
国からの情報開示が不可欠であります。

現在、アジアだけでなく、イタリヤを中心に
ヨーロッパ諸国でも相当数の患者が発生し、まさ
に世界的規模での対応が求められる事態に至つて
います。WHOを含め、世界各国と連携し、開示
を徹底するよう求めるべきと考えますが、総理の
見解を伺います。

日本維新の会は、この未曾有の困難に対して、
国民の健康と生命を守るため、建設的な提案を真
摯に行っていく、このことを申し上げ、次の質問
に移ります。

地方税、地方交付税について質問します。

日本維新の会は、自立する個人、自立する地
域、自立する国家を実現することを理念に掲げ、
停滞する現状を打破しようとする改革政党で
す。地域の自立のためには、税源と権限の各地域
への大幅な移譲が不可欠です。このため、安定財
源として消費税を地方財源とし、社会保障や教育
に関する事務の権限を地方に移譲するとともに、
地方交付税を廃止して国への財政依存を断ち切
り、各地方間の格差は水平的な財政調整で行う、
このようなことを検討すべきと考えています。

地方交付税制度は、六十五年以上にわたり重要
な役割を果たしてきましたが、今や抜本的な見直
しが必要であることを申し上げ、質問に入ります
。

まず、地方税の充実について伺います。

第二次安倍政権が始まった平成二十四年度から
三十五年度までにおいて、国税は決算ベースで十
七・二兆円増となりました。これには一定の評価
をいたしますが、その一方で、地方税の増は六・
三兆円にとどまり、租税全体に占める地方税の割
合は四二・三％から三八・八％に減少しました。

安倍総理は、地方自治の強化のためには、自
らの財源である地方税によって財政運営を行うこと
が理想としつつも、近年は、税源の偏在を是正す
るの考えの下、地方法人課税の一部を国税化
し、地方に再配分する措置を行ってきました。総
理は、国と地方の関係に照らして、地方税の充実
に関してどうあるべきと考えているのか、改めて
認識を伺います。

また、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体
系の構築に取り組むために、消費税の地方税化を
検討すべきと考えますが、総理の見解を伺いま
す。

次に、地域社会再生事業費について伺います。

令和元年度税制改正では、法人事業税の一部を国税化し、地方に配分する特別法人事業税・譲与税が創設されました。この措置自体は地方分権の流れに逆行するものであり、賛成できるものではありませんが、東京都から四千二百億円という巨額の税収を吸い上げ、地方に再分配する以上、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくという制度創設当初の趣旨になうよう使われなければなりません。

この地域社会再生事業費は、どのように都市と地方の支え合いに寄与するのか、都市部の住民も納得できるよう、総務大臣の明確な答弁を求めたいと思います。

最後に、統治機構改革を実現するための憲法改正について伺います。

これまで、各政権において地方の自立、地方分権が叫び続けられてきましたが、いまだ真の地方の自立からは程遠い状況にあります。私たちは、これからのグローバル競争を支えるプレーヤーは、国家ではなく都市であると考えています。グローバル都市が地方を牽引し、地方の切磋琢磨が国家を牽引する、その骨格を成すのが道州制です。道州制を含めた統治機構改革を行うため、新しい時代、新しい国家をつくるための憲法改正が必要だと考えますが、総理の見解を伺い、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 柳ヶ瀬裕文議員にお答えをいたします。

政府の緊急対応策に関するお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症については、今まさに国内の急速な感染拡大を回避するために極めて重要な時期であるとの認識の下、あらゆる手段を講じているところです。

このため、感染拡大防止の徹底に加えて、経済の面において、雇用の維持と事業の継続を当面最優先に全力を挙げて取り組むこととしており、昨日、四千三百億円の財政措置を伴う第二弾の緊急対応策を決定しました。

中小・小規模事業者に対する実質無利子、無担保融資を始めとする一・六兆円の強力な資金繰り支援や国民生活にとつて最も重要な雇用を守るための雇用調整助成金の大幅拡充など、必要な対策を直ちに実行しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症が景気全体に与える影響に対しては、経済の下振れリスクに備えて策定した二六兆円の総合経済対策を着実に実行していくとともに、世界経済の動向も十分に注視しながら、そのインパクトに見合うだけの必要かつ十分な経済財政政策を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の国内での流行状況等の把握についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症については、現在、PCR検査を実施し、患者が確認された場合には全て報告を求めるとともに、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握することで国内の感染状況を把握しており、これは現状において有効かつ合理的な手法と認識しております。

他方、基本方針においてサーベイランスの仕組みを整備しているのは、今後、仮に地域で患者数が継続的に増加する状況になった場合には、全数把握が困難となるため、別の仕組みで感染状況を

を把握することを方針としてお示しをしているものです。

その場合において、具体的にどのような仕組みでサーベイランスを行うかについては、新型インフルエンザで実施することとしている方法等も参考にしつつ、専門家の意見も踏まえながら、今後検討していくこととしています。

検査体制の整備についてお尋ねがありました。PCR検査については、検査がしたくても保健所で断られ、検査をしてもらえないという御指摘をいただいていると承知しています。

このため、これまでも政府として、医師の判断において感染を疑う場合には検査を行うよう繰り返し依頼を行うとともに、PCR検査の検査能力の拡大に取り組んでまいりました。また、その地域の検査能力に限界があるために断られるといったことが断じてないように、広域融通によって必要な検査が各地域で確実に実施できるよう、国において仲介を行っております。

さらに、保健所を経由することなく民間の検査機関に直接検査依頼を行うことが可能となるよう、三月六日よりPCR検査について医療保険を適用したところがあります。このことにより、民間検査機関の検査能力が大幅に増強されることを期待しております。

こうした取組を総動員することにより、かかりつけ医など身近な医師が必要と考える場合には、全ての患者の皆さんがPCR検査を受けることができる十分な検査能力を確保してまいります。

疫学調査については、現在、御指摘の定点把握や抽出検査ではなく、PCR検査で陽性となった方全てについて報告を求める形で感染の拡大の状

況を把握しています。

また、迅速診断が可能な抗体検査の導入については、その開発に向けた研究等に対する支援を実施しているところです。

重症者に対応するための医療体制の構築についてお尋ねがありました。

感染拡大防止と同時に、仮に国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心として医療提供体制を強化することとしています。

現在、治療のために必要な病床として、感染症指定医療機関の病床を最大限動員し、現状において五千床を超える病床を確保しています。さらに、都道府県には、ピーク時に備えた医療提供体制等の検討をお願いしており、この結果も含めた必要となる病床の確保や医療機器等の導入については、昨日まとめた第二弾の緊急対応策において支援することとしています。

また、基本方針では、仮に今後、地域で患者数が大幅に増えた状況では、軽度者は自宅での安静、療養を原則としております。その際、現行の政令も軽度者も含めた全ての患者を入院させることまでは求めていないため、入院者を重症者に限定することは政令を改正せずとも実施可能であると考えており、今後の感染状況を踏まえ、適切に対応してまいります。

新型コロナウイルスの高齢者への感染拡大防止のための取組についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症については、御高齢の方、持病がある方は重症化するリスクが高いため、高齢者施設を始めとする福祉施設では感染防止の取組の徹底を図ることが重要であると考えています。

このため、高齢者施設等において、発熱等の症状が見られる職員は出勤しないこと、緊急やむを得ない場合を除き入所者の面会を制限し、発熱が認められる場合には面会を断ることなどの取組を行うことを周知しており、引き続きこれらの徹底に努めてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染予防のため、一般の方に対しては手洗いやせきエチケットを行うよう周知をしておりますが、持病がある方、御高齢の方に対しては、これらに加えて、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、一層の注意を呼びかけているところです。

引き続き、感染拡大防止策を国民に分かりやすく周知してまいります。

中国に対する情報開示要求についてお尋ねがありました。

中国からの必要な情報の収集や把握については、これまでもWHOの国際保健規則に基づく情報連携の仕組みの下で実施してきているほか、直接、中国のCDCからの情報収集にも努めております。

今後とも、国内外の知見を集めながら、関係機関とも連携しつつ、新たな治療法の早期開発につなげてまいります。

地方税の充実と消費税の地方税化についてお尋ねがありました。

地方自治の強化のためには、自らの財源である地方税によって財政運営を行うことが理想であり、地方税の充実確保を図りつつ、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むことが重要であると考えています。

消費税については、社会保障・税一体改革にお

いて、引上げ分の税収について全額社会保障財源化されるとともに、年金、医療、介護、子育てといった社会保障における役割分担に応じて国と地方に配分することとされました。消費税がこのように国、地方それぞれの社会保障の財源とされていることを踏まえれば、消費税の地方税化については慎重な検討が必要と考えています。

道州制と憲法改正についてお尋ねがありました。

道州制は、地方経済の活性化や行政の効率化を実現するための手段の一つであり、国と地方の在り方を根底から見直す大きな改革です。

これまでも与党において道州制に関して検討がなされてきたところであり、政府としても、与党と連携しつつ取り組むとともに、今後の国と地方のあるべき姿については、御党の御主張なども含めて、建設的な議論を進めてまいりたいと思います。

その上で、憲法改正の具体的な内容等について、私が内閣総理大臣としてこの場でお答えをすることは差し控えていただきますが、御党が憲法改正について具体的な考え方を示し、各論に踏み込んで真摯に議論されていることに敬意を表します。

御指摘の点も含めて、是非、憲法審査会の場において、与野党の枠を超えて活発な御議論をいただきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 柳ヶ瀬裕文議員からは、地域社会再生事業費についてお尋ねがありま

した。

令和元年度税制改正大綱においては、大都市部が将来にわたって発展していくためには地方の活力の維持が不可欠であり、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくために、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講ずることとされました。

地域社会再生事業費は、こうした偏在是正措置の趣旨を踏まえて計上したものであり、この財源を活用し、各地方団体の創意工夫により、地方創生の基盤となる地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策を積極的に展開していただくことになり

ます。

大都市部でも高齢化が進行することから、医療、福祉に係る負担の分散、また大規模災害時のリスク分散といった点から、地方創生のメリットが考えられ、将来にわたる都市と地方の持続可能な発展に寄与するものと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 伊藤岳さん。

(伊藤岳君登壇、拍手)

○伊藤岳君 日本共産党の伊藤岳です。

私は、日本共産党を代表して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

東日本大震災から丸九年。大震災で亡くなられた方々に改めて哀悼の意をささげるとともに、御遺族の皆様は心よりお悔やみ申し上げます。被災された方々の生活となりわいの再建のために抜本的な支援が必要だと強く主張するものです。

政府が昨日、新型コロナウイルス感染症対策として閣議決定した新型インフル特措法改正案は、内閣総理大臣の出す緊急事態宣言によって、国民

の自由と人権の幅広い制限をもたらし、その歯止めが極めて曖昧なものです。拙速審議は許されません。

安倍総理による突然の一斉休校要請などが、専門家の知見によらない政治判断として行われたことが国会質疑で明らかにしました。

新型コロナウイルス対策で大事なことは、専門家の知見や科学的根拠に基づいて正確な情報をしっかりと提供し、感染拡大を予防する行動が取れるようにすることであり、苦境に立つ国民生活を守り、検査・医療対応の体制強化のために思い切った予算措置をとることです。

ところが、政府が決定した緊急対応策の第二弾は、今年度の予備費の範囲にとどまるもので、今の深刻な危機に対応したものとはなっていない。

フリーランスの皆さんが、仕事の減少は収入減に直結するという悲痛な叫びを上げる中、当初、対応は難しいと言っていた政府も、日額四千百円の休業補償を緊急対応策に盛り込みました。しかし、これは日額最大八千三百三十円という、それ自体不十分な会社員などへの補償の更に半分程度の水準です。余りにも不十分です。

安倍総理、なぜ日額四千百円なのでしょう。安倍内閣はフリーランスの働き方を推奨してきたわけですから、更に引き上げることを検討してはいかがですか。

この日額四千百円の補償は、休校要請に応えた場合に限られています。しかし、日本俳優連合、日本音楽家ユニオンなどは、声明で、政府の要請に沿ってイベント中止によるキャンセルを受け入れてきたが、生きる危機に瀕する事態だと訴えて

います。フリーランス、自営業者、演劇、音楽関係者の生活が支えられる給付制度にするべきではありませんか。総理、お答えください。

新型コロナウイルスによって今浮き彫りになっているのは、住民の健康と暮らしを守る地域と自治体の力がどれだけ備わっているかです。

安倍総理の一斉休校要請で、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の現場は混乱を強いられています。長期休暇に準じた開所に対応するため、職員の手配と費用の確保に関係者は奔走しています。

さいたま市内のあるクラブでは、開所の鍵開けなどの仕事は非常勤職員には任せられないため、常勤職員が朝から出勤しなければなりません。しかし、職員が不足していてシフトが組めない状況です。また、別のクラブでは、朝七時半から開所して保護者から子供を預かり、学校の受入れが始まる時間には学校に送っていく、通常の常勤職員体制では手が足りないという状況です。総理、常勤職員を始め職員を確保するための支援が必要ではありませんか。

民間クラブでは更に深刻です。ある市の民間学童連絡協議会では、春休み以前の開所に対して、保護者の皆さんに一日千円の追加負担をやむなくお願いすることを決めたそうです。勤務時間数が相当に増える、人件費中心に試算したが、実は千円でも足りないということでした。総理、民間クラブや保護者にこうした苦勞をさせてはならないと思いますが、いかがですか。

これだけ放課後児童クラブに頼りながら、地方分権改革の下、全国どこでも子供の受ける保育内容を最低限保障するための職員の配置基準を引き

下げてきた安倍内閣の責任が問われています。ただでさえ忙しい業務は過酷になり、職員の確保は一層困難となっています。この際、改めるべきではありませんか。常勤職員の増員を含む人件費、水光熱費、マスクや消毒液の確保などの費用は全て国の責任で保障すると明確に約束するべきではありませんか。

以上、総理の答弁を求めます。

新型コロナウイルスに対する公衆衛生、感染症対策の体制拡充が喫緊の課題となっています。感染症指定医療機関の六割が公立病院であり、地域の感染症対策にとって重要な役割を持っています。感染者がこれ以上に増えれば感染症スタッフの確保が追い付かず、受け止め切れるかどうかというのが自治体関係者の思いです。

そこで、総理にお聞きします。

自治体リストラの推進をやめて、地域の公衆衛生、感染症対策の体制づくりを進めるべきではありませんか。

高市総務大臣は、二月の予算委員会、公立病院は最後のとりでと答弁されました。総理、感染症対策で重大な危機的状況に直面するときに、公立・公的病院の再編統合はやめるべきではありませんか。

次に、地方交付税法等の改正案についてです。

安倍政権による消費税増税が地域の景気を後退させ、新型コロナウイルスの影響によって更に深刻化する事態が進行しています。こうした中で、地方自治体の役割が求められています。国は地方の財源確保に対する責任を果たすべきです。

現行の地方交付税法は、地方の財源不足が一定規模を超え、それが続くのであれば、制度の改正

や法定率の引上げを行うとしています。地方財源の不足はもう二十五年連続していますよ。ところが、安倍内閣は、法定率の抜本的な引上げを行わず、財源不足は国と地方の折半して賄うというやり方を続けています。法定率を抜本的に引き上げるべきではありませんか。

今、何より必要となるのは、地域を支えるマンパワーであり、自治体職員の増員です。人件費を削れば交付税の算定が有利になる仕組みを廃止し、自治体の人員確保を後押しする交付税の仕組みに転換すべきではありませんか。

以上、総務大臣の答弁を求めます。

最後に、かんば生命不正販売問題について総務大臣に質問します。

多くの利用者に被害が広がっています。政府には、日本郵政に義務付けられている金融のユニバーサル維持が重大な事態となっているという認識はありますか。

失った信用を取り戻すためには、経営責任を明確にした原因の究明、利用者の立場に立った損失の復元が必要です。日本郵政グループにその責任を果たさせるために政府はどのように是正させていくのですか。

この不正販売問題を取り上げたNHK番組の内容に対して、森下俊三現経営委員長が批判、関与した疑惑が浮かび上がっています。放送の自主自律に係る大問題です。NHKと日本郵政グループ間の書簡、経営委員会の議事録全文を直ちに公開することが必要ではありませんか。

以上、答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 伊藤議員にお答えをいたします。

フリーランス等への支援策についてお尋ねがありました。

今回の臨時休校によって仕事を休まざるを得なくなった保護者の皆さんについては、新たな助成制度を創設することで、正規、非正規を問わず、休暇期間中の所得減少に対する手当てを行うこととしております。

フリーランス等の方々は様々な形態があると承知していますが、雇用者とのバランスを踏まえ、業務委託契約等を締結している方については、第二弾の緊急対策により、この助成制度の対象とすることとしております。その際の補償額の水準については、これらの方々の働き方や報酬が多様多様である中で、迅速に支援を行う必要があることや、非正規雇用の方への給付とのバランスも考慮し、一日四千円を定額で支給することとしています。

また、フリーランスの方々も含め、感染拡大によって休職や休業に直面し、生活に困難を生じている方については、返済免除要件付きの個人向け緊急小口資金の特例を創設し、生活立て直しを支援いたします。

さらに、全国の中小・小規模事業者の皆さんにしっかりと事業を継承していただけるよう、個人事業主を含め、実質無利子、無担保の融資を行うなど、総額一・六兆円規模の強力な資金繰り支援を行ってまいります。

休校要請に伴う放課後児童クラブへの支援についてお尋ねがありました。

令和二年三月十一日 参議院会議録第七号

国務大臣の報告に関する件(令和二年度地方財政計画について)、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一一一

今回の休校要請に際して、共働き家庭など留守家庭の小学生を対象とする放課後児童クラブについては、感染の予防に留意した上で、原則として、引き続き開所いただくこととし、長期休暇などに準じて午前中から開所をお願いをしているところだ。

その際、放課後児童クラブの運営に当たって必要となる人材を確保するために、小学校の教職員にも協力をお願いするとともに、人件費を含め追加的に発生する経費については全て国が負担をすることとしているところです。

引き続き、現場の実態をよく踏まえながら、国として必要な支援を行ってまいります。

放課後児童クラブの職員の配置基準についてお尋ねがありました。

放課後児童クラブに従事する者の資格と員数については、生徒数の非常に少ない学校などにおいて放課後児童クラブの人材確保が困難となるといった地方からの要請を踏まえ、さきの通常国会で成立した地方分権一括法において、従うべき基準から参酌すべき基準に変更し、地域の実情に応じた運営を可能としたところです。

同時に、サービスの質もしっかりと確保するという観点から、職員に対する研修や処遇改善等の取組を支援しているところです。

新型コロナウイルス対策に伴う放課後児童クラブの費用負担についてお尋ねがありました。

放課後児童クラブについては、感染の予防に留意した上で、原則として、引き続き開所いただくこととしておりますが、その際の人件費や水道光熱費、マスクや消毒液など、追加的に発生する費用については、全て国が負担することとしております。

さらに、マスクの確保については、需給両面からの対策に取り組んでいるところです。

公立・公的病院の再編についてお尋ねがありました。

少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況の中でも、各自自治体では地域の感染症対策にとって重要な役割を果たしている感染症指定医療機関の整備など、その体制確保に取り組んでいただいております。国としても引き続き必要な支援を行ってまいります。

また、地域医療構想は、地域の医療ニーズに合わせ、効率的で質の高い地域医療提供体制の確保を目指し取り組むものですが、地域の医療機関が担うべき役割や在り方などを機械的に決めるものではありません。

公立・公的医療機関については、ほとんどの感染症病床を担い、感染症対策において重要な役割を果たしていただいていると承知しております。

このような機能や役割も含め、それぞれの地域において必要とされる医療提供体制の議論を深めていただきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 伊藤岳議員からは、まず法定率の引上げについてお尋ねがありました。

令和二年度の地方財政対策においては、前年度を〇・七兆円上回る一般財源総額を確保する中で、地方交付税については〇・四兆円増の十六・六兆円としております。

法定率の引上げについては、国、地方とも厳しい財政状況であることから、容易ではございませんが、今後とも、法定率の見直しなどによる交付

税総額の安定的確保について粘り強く主張し、政府部内で十分に議論をしてまいります。

次に、人件費の交付税算定についてお尋ねがありました。

地方交付税の算定においては、これまで職員数削減率などの指標を用いて行政改革の取組を算定に反映してきました。令和二年度においては、児童虐待防止対策の強化を進めていることや技術職員の充実を図ることなどを踏まえ、職員数削減率及び人件費削減率を用いた算定を廃止いたします。

また、令和二年度地方財政計画において、職員数を増加した上で、地方交付税の算定においても単位費用の積算に職員数の増を反映しています。

次に、日本郵政に義務付けられている金融のユニバーサル維持への認識についてお尋ねがありました。

今回、日本郵政グループが顧客本位のサービスを提供できていなかったことは大変残念です。こうした中にあっても、金融を含む郵政事業は、国民生活に必要な不可欠なユニバーサルサービスとして、今後も全国で安定的に提供され続けることが重要であり、日本郵政グループにおいて健全な経営に努めることにより、その責務を果たしていくことが必要です。

日本郵政グループには、顧客第一の基本に立ち返り、不利益を受けた顧客の権利回復や再発防止策を速やかに実施するとともに、ユニバーサルサービスの確保を含め、健全な経営に取り組んでいただきたいと考えています。

次に、日本郵政グループに責任を果たさせるための是正についてお尋ねがありました。

会社及び日本郵便株式会社に対し行政処分を行い、一月三十一日には業務改善計画の提出を受けました。

業務改善計画には、不利益を受けた顧客の権利回復や再発防止策などが含まれており、業務改善計画を着実に実施することで、失われた国民の皆様の信頼を一步一步着実に回復していただくことが何よりも大事と考えております。

今後、日本郵政グループからは、業務改善計画の進捗状況などについて、四半期ごとの定期的な報告が行われることとなっており、総務省として、日本郵政グループがユニバーサルサービスの確保を含む責務を適切に果たすことができるよう、必要な監督を行ってまいります。

最後に、NHK経営委員会の議事録の公開についてお尋ねがありました。

NHK経営委員会の議事録の公開については、経営の透明性を確保する観点から、放送法第四十一条に基づき、経営委員会の定めるところにより、作成、公表を行うこととされています。

本件については、昨年十月の経営委員会で議論が行われ、議事経過を公表し、その内容を議事録に反映したと承知しておりますが、国民・視聴者の皆様の受信料で成り立つ公共放送として透明性確保は重要であり、NHKにおいて説明責任を適切に果たしていただきたいと考えております。

(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 山東 昭子君
副議長 小川 敏夫君

議員
音喜多 駿君 佐々木さやか君
柳ヶ瀬裕文君 梅村みづほ君
安江 伸夫君 高橋 光男君
片山 大介君 高木かおり君
下野 六太君 塩田 博昭君
竹内 真二君 梅村 聡君
石井 苗子君 高瀬 弘美君
三浦 信祐君 里見 隆治君
熊野 正士君 伊藤 孝江君
浅田 均君 柴田 巧君
清水 貴之君 宮崎 勝君
杉 久武君 矢倉 克夫君
新妻 秀規君 若松 謙維君
東 徹君 室井 邦彦君
石井 章君 竹谷とし子君
平木 大作君 秋野 公造君
横山 信一君 山本 博司君
片山虎之助君 鈴木 宗男君
松沢 成文君 浜田 昌良君
山本 香苗君 石川 博崇君
谷合 正明君 西田 実仁君
山口那津男君 宮島 喜文君
藤木 眞也君 進藤金日子君
和田 政宗君 河井あんり君
徳茂 雅之君 中西 哲君
元榮太一郎君 山田 太郎君
高橋はるみ君 松川 るい君
こやり隆史君 小野田紀美君
小川 克巳君 朝日健太郎君

佐藤 啓君 古賀友一郎君
上月 良祐君 酒井 庸行君
島村 大君 高橋 克法君
滝沢 求君 馬場 成志君
太田 房江君 北村 経夫君
大野 泰正君 石田 昌宏君
石井 正弘君 中西 健治君
赤池 誠章君 大家 敏志君
上野 通子君 青木 一彦君
長谷川 岳君 藤川 政人君
藤井 基之君 二之湯 智君
石井 準一君 松村 祥史君
橋本 聖子君 衛藤 晟一君
山本 順三君 水落 敏榮君
岡田 直樹君 野村 哲郎君
中川 雅治君 松山 政司君
野上浩太郎君 世耕 弘成君
今井絵理子君 宮本 周司君
宮崎 雅夫君 清水 真人君
寺田 静君 本田 顕子君
三浦 靖君 岩本 剛人君
加田 裕之君 上田 清司君
平山佐知子君 青山 繁晴君
足立 敏之君 山田 宏君
そのだ修光君 阿達 雅志君
吉川ゆうみ君 滝波 宏文君
柘植 芳文君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 長峯 誠君
羽生田 俊君 堀井 巖君
舞立 昇治君 江島 潔君
渡辺 猛之君 中西 祐介君
三原しゅん子君 高階恵美子君
宇都 隆史君 岩井 茂樹君

磯崎 仁彦君 末松 信介君
西田 昌司君 牧野たかお君
猪口 邦子君 片山さつき君
松下 新平君 福岡 資麿君
藤末 健三君 関口 昌一君
岡田 広君 宮沢 洋一君
金子原二郎君 山谷えり子君
有村 治子君 鶴保 庸介君
武見 敬三君 林 芳正君
山崎 正昭君 高良 鉄美君
嘉田由紀子君 浜田 聡君
小沼 巧君 塩村あやか君
安達 澄君 伊波 洋一君
ながえ孝子君 渡辺 喜美君
石川 大我君 田村 まみ君
山田 修路君 山下 雄平君
岸 真紀子君 石垣のりこ君
熊谷 裕人君 打越さく良君
三木 亨君 三宅 伸吾君
森屋 宏君 矢田わか子君
宮沢 由佳君 浜口 誠君
木戸口英司君 古賀 之土君
石井 浩郎君 山田 俊男君
古川 俊治君 小西 洋之君
徳永 エリ君 石橋 通宏君
難波 奨二君 斎藤 嘉隆君
丸川 珠代君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 吉川 沙織君
牧山ひろえ君 水岡 俊一君
芝 博一君 尾辻 秀久君
中曽根弘文君 福島みづほ君
郡司 彰君 鉢呂 吉雄君
蓮 舫君 福山 哲郎君

長浜 博行君 田島麻衣子君
須藤 元気君 伊藤 岳君
横沢 高德君 森屋 隆君
小沢 雅仁君 武田 良介君
勝部 賢志君 芳賀 道也君
伊藤 孝恵君 岩淵 友君
吉良よし子君 杉尾 秀哉君
磯崎 哲史君 浜野 喜史君
吉田 忠智君 真山 勇一君
大門実紀史君 山添 拓君
川合 孝典君 森本 真治君
江崎 孝君 有田 芳生君
田名部匡代君 野田 国義君
田村 智子君 倉林 明子君
舟山 康江君 白 眞勲君
那谷屋正義君 青木 愛君
森 ゆうこ君 足立 信也君
紙 智子君 井上 哲士君
大塚 耕平君 榛葉賀津也君
小林 正夫君 羽田雄一郎君
増子 輝彦君 柳田 稔君
櫻井 充君 山下 芳生君
市田 忠義君 小池 晃君

内閣総理大臣 安倍 晋三君
総務大臣 高市 早苗君
文部科学大臣 萩生田光一君
厚生労働大臣 加藤 勝信君
内閣官房副長官 岡田 直樹君
副大臣 総務副大臣 長谷川 岳君

議長の報告事項

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山下 芳生君

補欠

市田 忠義君

外交防衛委員

辞任

宮崎 雅夫君

補欠

三宅 伸吾君

文教科学委員

辞任

田島麻衣子君

補欠

蓮 舫君

厚生労働委員

辞任

蓮 舫君

補欠

田島麻衣子君

農林水産委員

辞任

三宅 伸吾君

補欠

宮崎 雅夫君

環境委員

辞任

市田 忠義君

補欠

山下 芳生君

予算委員

辞任

大野 泰正君

補欠

高階恵美子君

高野光二郎君

補欠

本田 顯子君

有田 芳生君

補欠

吉川 沙織君

塩村あやか君

補欠

小西 洋之君

浜口 誠君

補欠

伊藤 孝恵君

伊藤 孝江君

補欠

下野 六太君

安江 伸夫君

補欠

秋野 公造君

石井 苗子君

補欠

柴田 巧君

梅村みずほ君

補欠

清水 貴之君

紙 智子君

補欠

大門美紀史君

吉良よし子君

補欠

田村 智子君

決算委員

辞任

伊藤 孝恵君

補欠

浜口 誠君

行政監視委員

辞任

吉川 沙織君

補欠

有田 芳生君

井上 哲士君

吉良よし子君

議院運営委員

辞任

本田 顯子君

補欠

高野光二郎君

下野 六太君

伊藤 孝江君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 斎藤 嘉隆君

(斎藤嘉隆君の補欠)

理事 倉林 明子君

(倉林明子君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。

森林組合法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案(閣法第四四号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(川内博史君外五名提出)(衆第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(第二回国会、川内博史君外五名提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出政府認定拉致被害者の田中実さん、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の金田龍光さんに関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員牧山ひろえ君提出クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」と新型コロナウイルスに関する質問に対する答弁書(第五三号)

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例に関する質問に対する答弁書(第五四号)

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症に対する政府職員の臨時的な任用に関する質問に対する答弁書(第五五号)

参議院議員浜田聡君提出選挙の自由妨害罪による私人逮捕の正当性に関する質問に対する答弁書(第五六号)

参議院議員浜田聡君提出公職の候補者となろうとする者等に対する名誉棄損に関する質問に対する答弁書(第五七号)

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問に対する答弁書(第五八号)

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業と自治行政のあり方に関する質問に対する答弁書(第五九号)

同日議長は、元内閣総理大臣中曽根康弘君に対し同日議決した弔詞をささげた。

一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

市田 忠義君

補欠

山添 拓君

法務委員

辞任

山添 拓君

補欠

市田 忠義君

外交防衛委員

辞任

猪口 邦子君

補欠

関口 昌一君

財政金融委員

辞任

勝部 賢志君

補欠

田島麻衣子君

文教科学委員

辞任

蓮 舫君

補欠

勝部 賢志君

厚生労働委員

辞任

田島麻衣子君

補欠

蓮 舫君

環境委員

辞任

関口 昌一君

補欠

猪口 邦子君

国家基本政策委員

辞任

小池 晃君

補欠

田村 智子君

予算委員 石井 正弘君 太田 房江君 高階恵美子君 本田 顕子君 小西 洋之君 徳永 エリ君 矢田わか子君 吉川 沙織君 秋野 公造君 下野 六太君 清水 貴之君 柴田 巧君 田村 智子君 大門実紀史君	懲罰委員 武見 敬三君 本田 顕子君	昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 山添 拓君 市田 忠義君	予算委員 朝日健太郎君 岩本 剛人君 佐藤 正久君 武見 敬三君 中西 哲君 長峯 誠君 三浦 靖君 山田 宏君 木戸口英司君 芳賀 道也君 小池 晃君 武田 良介君
補欠 三浦 靖君 長峯 誠君 岩本 剛人君 武見 敬三君 塩村あやか君 木戸口英司君 芳賀 道也君 有田 芳生君 里見 隆治君 伊藤 孝江君 片山 大介君 石井 苗子君 小池 晃君 武田 良介君	同日議員から次の質問主意書が提出された。 系統利用者である発電側にキロワット単位で基本料金の負担を求める発電側基本料金に関する質問主意書(小沼巧君提出)(第七二号) 新型コロナウイルス感染症の流行により内閣総理大臣及び国務大臣が国会に登院できない場合等における、憲法上の「出席」の解釈等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第七三三号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第六五号) 放送法二十七条に基づくNHKへの苦情に対する具体的な処理方法に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第六六号) ネット・ゲーム依存症に関する質問主意書(平山佐知子君提出)(第六七号) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴いNHK訪問員に不要不急の戸別訪問の自粛を要請することに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第六八号)	法務委員 柴田 巧君 浅田 均君 山添 拓君 外交防衛委員 関口 昌一君 浅田 均君 猪口 邦子君 柴田 巧君 財政金融委員 田島麻衣子君 勝部 賢志君 文教科学委員 勝部 賢志君 蓮 舫君 厚生労働委員 川田 龍平君 須藤 元氣君 田島麻衣子君 経済産業委員 須藤 元氣君 川田 龍平君 環境委員 猪口 邦子君 関口 昌一君 国家基本政策委員 田村 智子君 小池 晃君	補欠 本田 顕子君 大野 泰正君 山下 雄平君 宮崎 雅夫君 羽生田 俊君 石井 正弘君 三浦 靖君 太田 房江君 石井 正弘君 島村 大君 徳永 エリ君 矢田わか子君 紙 智子君 倉林 明子君
決算委員 長峯 誠君 芳賀 道也君 石井 苗子君 武田 良介君	行政監視委員 有田 芳生君 吉川 沙織君	行政監視委員 島村 大君 羽生田 俊君	補欠 長峯 誠君 佐藤 正久君 芳賀 道也君 武田 良介君
議院運営委員 岩本 剛人君 三浦 靖君 木戸口英司君 伊藤 孝江君	補欠 大野 泰正君 石井 正弘君 徳永 エリ君 下野 六太君	補欠 関口 昌一君	補欠 三浦 靖君 岩本 剛人君 武見 敬三君 木戸口英司君 井上 哲士君

懲罰委員

辞任

補欠

本田 顕子君

朝日健太郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

上月 良祐君

森屋 宏君

川田 龍平君

小沼 巧君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

環境委員会

理事 三木 亨君

(三木亨君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(閣条第二二号)

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(閣条第二三号)

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第一四号)

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書Ⅲの締結について承認を求めるの件
(閣条第一五号)

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件
(閣条第一六号)

新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

科学技術基本法等の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員白眞勲君提出中東地域における日本関係船舶の防護と国際法上の旗国主義に関する質問に対する答弁書(第六〇号)

参議院議員白眞勲君提出クルーズ船に対する国際法上の管轄権と日本関係船舶の該当性に関する質問に対する答弁書(第六一号)

参議院議員伊波洋一君提出辺野古新基地建設事業に係る大浦湾の軟弱地盤に関する質問に対する答弁書(第六二号)

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス等感染症対策として接客業等において労働者がマスクを着用することを使用者が禁止することに

関する質問に対する答弁書(第六三号)

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症による労働者の休業補償を新規国債発行で賄うことに関する質問に対する答弁書(第六四号)

政府認定拉致被害者の田中実さん、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の金田龍光さんに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月二十一日

参議院議長 山東 昭子殿

有田 芳生

政府認定拉致被害者の田中実さん、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の金田龍光さんに関する質問主意書

北朝鮮での生存情報もたらされたとの報道があった政府認定拉致被害者の田中実さん及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者(以下「行方不明者」とする)の金田龍光さんに関する質問します。

一 金田龍光さんは、警察庁が公表している行方不明者にふくまれますか。

二 金田龍光さんの失踪の経緯について、警察庁によるこれまでの捜査・調査状況をお示し下さい。

三 政府認定拉致被害者の田中実さん及び行方不明者の金田龍光さんに関する刑事告発はありましたか。あったならばその内容と現状をお示し下さい。

四 北朝鮮側から平成二十六年に金田龍光さんの生存について通達があったとされてからすでに五年以上が経過しています。政府はこの間、「今後の対応に支障を来すおそれがある」ことを理由にその内容を国民に明らかにしていませんか。「今後の対応に支障を来すおそれがある」と

は、具体的にどのような支障なのかを列挙してください。

五 共同通信は、令和元年十二月二十七日付けで、政府認定拉致被害者の田中実さんと行方不明者の金田龍光さんの両名が、それぞれ妻子とともに北朝鮮で暮らしていると報じています。政府は、担当者を平壤に派遣して両名と面会のうえ本人確認及び帰国について本人の意思確認をしていますか。今後の対応と併せて政府の方針を明らかにしてください。

六 北朝鮮側から田中実さん及び金田龍光さんの生存情報が日本に伝えられた事実はないのですか。また、両名以外の生存情報が日本に伝えられた事実はないのですか。

七 これまでの公式または非公公式の日朝交渉の中で、金田龍光さんの事案について日本側から事実確認をした事実はありますか。あるのなら、その経緯を説明してください。

八 政府や警察庁は、金田龍光さんについて、拉致被害者としての認定や、拉致の断定を行わないのですか。行わないなら、その理由をご説明ください。

九 令和二年二月一日現在、北朝鮮によつて拉致された可能性を排除できない行方不明者は全国で何名いますか。また、これらの行方不明者について、政府は北朝鮮側に対して拉致の事実及び生存情報等について照会した事実はありますか。照会していなかったなら、それはなぜですか。右質問する。

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員有田芳生君提出政府認定拉致被害者の田中実さん、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の金田龍光氏に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出政府認定拉致被害者の田中実さん、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の金田龍光氏に関する質問に対する答弁書

一について

金田龍光氏は、警察庁が公表している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の中に含まれている。

二について

金田龍光氏については、兵庫県神戸市内に居住していたところ、昭和五十四年十一月に行方不明となつており、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者として、関係機関が連携を図りながら、捜査・調査を推進しているが、これまでのところ、北朝鮮による拉致行為があつたことを確認するには至っていない。これ以上の詳細については、今後の捜査・調査に支障を来すおそれや関係者のプライバシーを侵害するおそれを考慮する必要があることから、お答えを差し控えたい。

三について

兵庫県警察においては、田中実氏に係る事案について、平成十四年十月十五日及び平成十五年七月三十日に、また、金田龍光氏に係る事案

について、平成十六年二月二十日に、それぞれ、刑法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十六号)による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百二十六条の国外移送目的略取等の罪の事実により告発を受理し、捜査を行っているものと承知している。

四、六及び七について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた。

五について

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

八について

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第四百二十三号)第二条の規定に基づく拉致被害者の認定は、関係機関の捜査・調査の結果、北朝鮮による拉致行為があつたことが確認された場合には、速やかに行うこととしている。金田龍光氏については、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者として、関係機関が連携を図りながら、捜査・調査を推進しているが、これまでのところ、北朝鮮による拉致行為があつたことを確認するには至っていない。

九について

令和二年二月一日現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の数は、八百七十八名である。また、「これらの行方不明者について、政府は北朝鮮側に対して拉致の事実及び生存情報等について照会した事実はありますか」とのお尋ねについては、今後の対応に支障を来

すおそれがあることから、お答えは差し控えた。

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」と新型コロナウイルスに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月二十一日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」と新型コロナウイルスに関する質問主意書

中国・武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症が、横浜沖に停泊しているクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の乗客・乗員らに、次々と罹患した件に関し、以下質問する。

一 今回、当該クルーズ船が、外国船籍だったことは、新型コロナウイルス対応に際して、どのような影響を及ぼしたか。仮に日本船籍だった場合と比較し、なるべく具体的に説明されたか。

二 当該クルーズ船の乗客は二月十九日から下船を開始しているが、自宅等への移動について公共交通機関を利用させている。下船者の中にウイルスの保菌者がいないと断定した根拠を示されたい。

三 アメリカや韓国などは、クルーズ船からの下船者を更に十四日間にわたつて外部との接触を避けさせる方針とされている。このことに関しては、日本においても同様の意見が強くあつ

た。それにもかかわらず、なぜ実行しなかったのか。新型コロナウイルスの感染経路の原因が解明しないからこそ、より確かな方法を取る責任があつたのではないか。

仮に検査の結果、陰性と診断され下船した人の内、一人でも陽性になったら、全ての下船者について、症状のあるなしにかかわらず、再度外部との接触を避けさせる措置を検討する必要があるのではないか。

四 下船開始にあつても、政府は二月五日の隔離措置後の船内感染の有無を断言出来なかった。船内待機中に陽性と判断された者がどの時期に感染したのか、調べる方法はなかったのか。理論的には調査可能だが、実施が困難だったケース等も含め、説明されたい。

五 検査の結果、陰性と診断された人が、検査後の事後感染で、陽性になった可能性はない、と断定できるのか。

また、船内で支給された飲食物(調理から乗客に提供されるまでの全過程)や船が許可または促した散歩は、船内感染の要因として、想定しなかったのか。また、船内感染の可能性を少しでも下げるように、予防的な措置により力を入れるべきではなかったか。

六 散歩は二メートル間隔での実施が推奨されたが、そもそも厚生労働省が定義する濃厚接触は二メートル間隔であつたし、実際には人との間隔を測る人もいなければ、近距離ですれ違う人、散歩中に話し合つていた人もいた。このことに関し、政府はどのような事実認識と評価をしているか。

七 ゾーニングについて不徹底な実施状況が指摘

されている。例えば、船の構造上、医務室に向かう発熱者が他の人と同じ通路を使うことがやむを得なかったとしたら、発熱者等には、医療従事者が往診に行く、ということは出来なかったのか。

八 二月三日に厚生労働省が船内の乗客等を対象とした検疫を開始した。それにもかかわらず、二月四日にもバイキング式の食事を提供し続けたり、多くの乗客が一ヶ所に集まる観劇やマージャンなど、近い接触距離で人の交流を促す催しが継続されていた。何故このようなことになったのか、明らかにされたい。

九 船内の感染予防対策の従事者とその指揮系統はどのようなになっていたか、明らかにされたい。

十 この度のような悲劇を二度と生じさせないためには、事後の検証が極めて重要である。当該クルーズ船におけるウィルス対策について、時点ごとに判明していた事実、実施した感染防止対策や措置及び時点ごとの感染防止のルール、それらの対応に対する評価など、時系列で、かつなるべく詳細に事実関係を調査し、事後の対策の資料として公開するべきであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

これらの事実関係の調査を行う場合には、そのスケジュールを示されたい。

十一 政府は、当該クルーズ船における感染防止対策の状況について、一般の国民及び船内の乗客・乗務員に対する情報提供及び情報公開が、適切にかつ十分な情報量にて行われたと評価しているか。

右質問する。

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」と新型コロナウイルスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」と新型コロナウイルスに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」(以下「クルーズ船」という。))を含む外国から来航した船舶に対しては、当該船舶が「外国船舶」であるか「日本船舶」であるかにかかわらず、検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)に基づく検疫が行われているところである。

二及び三について

御指摘の「下船者」、「ウィルスの保菌者がいないと断定した」及び「より確かな方法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年二月十五日に厚生労働省が公表した「クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号からの下船について」において示しているとおり、国立感染症研究所の「武漢からのチャーター便第一便から第三便までのPCR検査の結果(五百四十人が陰性、陽性の一人についてもウィルス検出量は陰性に近いレベルを踏まえ、十四日間の健康観察期間中に発熱その他の呼吸器症状が無く、かつ、当該期間中に受けたPCR検査の

結果が陰性であれば、十四日間経過後に公共交通機関等を用いて移動しても差し支えないとの見解」に基づき、「PCR検査で陰性の方については・・・十四日間の健康観察期間が終了する二月十九日から、この十四日間の健康状態を改めて確認し、問題が無い方については更なるPCR検査を行わずに、順次下船していただくこととした」ところである。

加えて、「ダイヤモンド・プリンセス号の下船者に対する健康フォローアップについては(依頼)(令和二年二月二十三日付け厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室事務連絡)において「対象者の下船日の翌日を起算日として十四日経過するまでの間毎日、対象者に対して、健康フォローアップを実施することとしたところであり、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止に努めてまいりたい。

四について

お尋ねの「理論的には調査可能だが、実施が困難だったケース等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年二月二十五日の衆議院予算委員会第五分科会において、協田国立感染症研究所長が、「クルーズ船の乗客の方々につきまして、症状がある感染者数を発症日ごとに確認をしております。隔離が始まりました二月五日以降、拡大防止の措置が適切にとられた。そして、二月七日に発症者のピークがございましたけれども、それ以降徐々に発症者数が減少しているという事実からは、隔離が適切に有効に行われているということを確認して

おります」と答弁したところである。

五の前段について

御指摘の「事後感染」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、検体の検査(以下「検体検査」という。))後の健康観察期間中にクルーズ船内の同じ客室に滞在していた者(以下「同室者」という。))が新型コロナウイルス感染症にかかっていたことが判明した者等は、当該検体検査後に新型コロナウイルス感染症にかかったおそれがあるものと理解している。このため、そのような者については、当該同室者からの感染を防止するための措置がとられた時点から、改めて健康観察を行うこととしたところである。

五の後段及び六について

クルーズ船内の乗組員については、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センター国際感染症センターが作成した「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」に基づき、クルーズ船内においては、御指摘の「調理から乗客に提供されるまで」を含め常時マスクを着用する等、感染の予防のための適切な措置を講じていたものと承知している。

クルーズ船内の乗客の行動については、厚生労働省が作成した「船内行動における注意事項」において「船内においては散歩等の定期的な軽い運動を推奨する」、「乗客同士は二メートル間隔をとる」こと等を示し、クルーズ船内の乗客に周知していたが、これは、感染症等の専門家の了解を得て作成したものである。なお、「近距離ですれ違う人、散歩中に話し合っていた人もいた」との御指摘については、その具体的な

状況が明らかではないため、お尋ねの「事実認識と評価」についてお答えすることは困難である。

七について

クルーズ船内の医師については、患者の病態の状況等に応じ、クルーズ船内の客室を訪問して診察を行うこともあったと承知している。

八について

クルーズ船内において開催されたイベントは、クルーズ船の船長の判断により行われたものであると認識している。令和二年二月三日にクルーズ船に対する検疫を開始し、新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いがある者に対する検体検査を開始したところ、同月四日に当該検体検査の一部で陽性の検査結果が判明したことから、全ての検体検査の結果の判明を待たず、同月五日に、新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐため、当分の間、乗客に対し、クルーズ船内の客室から出ることを控え、待機していただくよう指示すること等について、クルーズ船の船長を指導したものである。

九について

お尋ねの「感染予防対策の従事者」及び「指揮系統」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般のクルーズ船に関する対応については、令和二年二月十九日の衆議院予算委員会において、加藤厚生労働大臣が、「今回のオペレーションを的確にするために、横浜の現地に私どもの橋本副大臣と自見政務官に、これはもうずっと行っていただいております・・・自見政務官から報告を受けたところ、船内の区域管理は適切に実施されているかを含

め、船内の感染管理については、感染症防御チームの専門家の医師が船内を見ていただき、そして指摘があれば、それをその日のうちに対応しているということであります」と答弁したところである。

十及び十一について

今般のクルーズ船に関する対応については、御指摘の「一般の国民及び船内の乗客・乗務員に対する情報提供及び情報公開」を含め、今後しっかりと検証してまいりたいと考えている。今般のクルーズ船に関する対応を含め、現在、引き続き新型コロナウイルス感染症のまん延の防止に最大限取り組んでいるところであり、お尋ねの「スケジュール」を含め、現時点で検証の進め方等についてお答えすることは差し控えた

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聡

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例に関する質問主意書

政府は平成三十年七月豪雨に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施し、特例の対象となる事業主については、厚生労働省のウェブサイトにて

「平成三十年七月豪雨による災害に伴う」経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業所の事業主（※平成三十年七月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。）とした。

また、同ウェブサイトにおいて、平成三十年七月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」について（１）から（５）までの例示を行った。

- （１） 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- （２） 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出動できない、物品の配送ができない場合
- （３） 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- （４） 風評被害により、観光客が減少した場合
- （５） 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

前記特例の対象となる事業主や例示については令和元年台風十五号、十九号、二十号及び二十一号に伴う雇用調整助成金の特例にもほぼ同じ申請条件の緩和が引き継がれたと承知している。ところが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例措置（以下「新型コロナウイルス感染症の特例措置」）については、豪雨時の緩和措置と同様の緩和措置がない。

右を踏まえて、以下質問する。

一 中国に限らず、世界中で新型コロナウイルス感染症に伴う工場の操業停止等が報じられている。これは取引先の新型コロナウイルス感染症の影響等のため、原材料や商品等の取引ができ

ない事態に陥っているものであるから、新型コロナウイルス感染症の特例措置の適用条件及び内容を、前記（一）を条件に含む豪雨時と別異にする必要はないと考えるが、政府の見解如何。

二 世界中の報道機関によって日本における新型コロナウイルス感染症の影響についての報道がなされている。日本への渡航に際し、特別な注意や自粛を呼び掛ける国もあるとの報道がなされている。既に、中国はもとより、世界中から日本に来る観光客が減少したと承知している。この場合、風評被害により、観光客が減少したとも考えられるから、新型コロナウイルス感染症の特例措置の適用条件及び内容を、前記（４）を条件に含む豪雨時と別異にする必要はないと考えるが、政府の見解如何。

三 新型コロナウイルス感染症の影響により、不要不急の外出を避けるべく、各地でイベントが中止になり、そのイベントに関連する事業者も注文がキャンセルになる等の影響が出ていると承知している。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、来客がない、従業員が出動できない、物品の配送ができないのであるから、新型コロナウイルス感染症の特例措置の適用条件及び内容を、前記（二）を条件に含む豪雨時と別異にする必要はないと考えるが、政府の見解如何。

四 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主に対して、既に発表されている新型コロナウイルス感染症の特例措置とは別に、追加で特例措置を実施する予定が政府にはあるのか。政府の見解を示されたい。

五 事業主にとって、いつ、いくらの助成金を確保できるのか知ることには資金繰りや信用等、事業運営上重要であると承知している。仮に予算等の関係で前記四の追加特例措置が今すぐ実施できない場合でも、政府として追加特例措置を行う意思決定をすぐに行うべきであり、予算確保後に速やかに追加特例措置を行うのであれば、追加特例措置を実施予定である旨の広報や受給手続き等の事務を速やかに実施することが重要と考えるが、政府の見解如何。

六 雇用調整助成金について、事業主が申請を行った後、いつ、いくらの助成金を確保できるのかを事業主に書面で通知する制度は存在するのか。また、雇用調整助成金の予算確保が事業主に対する書面通知よりあとになる場合でも、事業主に対して書面通知を行うことはあるのか。右質問する。

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例に関する質問に対する答弁書
一から五までについて

雇用調整助成金の特例措置については、自然災害や感染症等の発生に伴う雇用への影響に

じ、その都度その内容を決定しているところ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所の状況を踏まえ、厚生労働省においては、「雇用安定事業の実施等について(雇用調整助成金特例)」(令和二年二月十四日付け職発〇二二四第一号厚生労働省職業安定局長通知を发出し、雇用調整助成金について、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、日本及び中華人民共和国間の人の往来が急減したことにより、影響を受ける事業主であり、かつ、「中国に係る売上高等の割合が前年度又は初回の計画届前直近一年間の全売上高等の一定割合(十パーセント)以上である事業主」に対して、生産量要件等の特例措置を講じた。また、その後の雇用への影響を踏まえ、当該特例措置の対象範囲を全業種に拡大することとし、同省においては、「雇用安定事業の実施等について(雇用調整助成金特例)」(令和二年二月二十八日付け職発〇二二八第二十三号厚生労働省職業安定局長通知)を发出し、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」を対象とすることとした。さらに、令和二年三月四日に同省が公表した「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の拡大について」において示しているとおり、今後、「グリーンング期間の撤廃」及び「被保険者期間要件の撤廃」を行うとともに、「自治体が緊急事態宣言を发出して活動の自粛を要請している地域の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を引上げ」る等の特例措置の拡大を行う予定である。これらの措置については、そ

の都度、速やかに公表し、周知を図っているところであり、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所の状況を注視しつつ、必要な対策を講じてまいりたい。

六について
雇用調整助成金を受給しようとする事業主は、あらかじめ休業等実施計画届を都道府県労働局長に提出し、それに基づく休業を行った場合に、助成額算定書を添えて都道府県労働局長に支給申請を行うこととしている。都道府県労働局長は、支給要件に該当するかについて審査を行った上で、支給を決定したときは、雇用調整助成金支給決定通知書により、当該事業主に支給額を通知している。

新型コロナウイルス感染症に対応する政府職員の臨時的な任用に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿
浜田 聡

新型コロナウイルス感染症に対応する政府職員の臨時的な任用に関する質問主意書
新型コロナウイルス感染症に頭が下がる思いである。業務量が激増している中、私が質問主意書を提出することで政府職員にさらに負担を与えることについて配慮が必要と考えるものの、このような緊急時だからこそ、緊急時を想定して作られた法律

やガイドライン等を再確認することには意義があるという考えの下、内閣の人員についての考え方を伺うため以下質問する。

一 新型コロナウイルス感染症の流行は、国家公務員法第六十条第一項の「緊急の場合」に該当するか、政府の見解如何。

二 政府は新型コロナウイルス感染症対応のため、国家公務員法第六十条第一項、人事院規則八一―二第三十九条第一項第一号ないし第二号その他の法令を活用し、令和二年二月二十四日時点で政府が公募している人員に加えて、追加で公募を行う方針はあるか。

三 人事院に、国家公務員法第六十条第一項に規定される緊急の場合の臨時的任用を承認する基準はあるのか。基準があれば、その基準を明らかにされたい。

四 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン(平成二十六年三月三十一日付新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議発行。以下「ガイドライン」という。)には、「特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより、確保する」とや「人員計画の策定・実施に当たっては、業務継続計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮する」なる文言が見受けられるが、国家公務員法第六十条第一項に規定される緊急

の場合の臨時的任用を活用する方策がないのはなぜか。

五 ガイドライン中「強化・拡充業務」について、中央省庁全体で「強化・拡充業務」の業務量がガイドラインの想定を越えた場合、それでもガイドラインに従い職員の融通を続けるのか。あるいは「強化・拡充業務」の再定義を行い更なる業務の取捨選択を行うのか。あるいは国家公務員法第六十条第一項に規定される緊急の場合の臨時的任用を活用するのか。政府の見解如何。

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症に対応する政府職員の臨時的な任用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症に対応する政府職員の臨時的な任用に関する質問に対する答弁書

一及び三について

国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号。以下「法」という。)第六十条第一項に規定する「緊急の場合」については、法の規定に基づく人事院規則八―一二(職員の任免)第三十九条第一項第一号において、任命権者が、常勤官職に欠員を生じた場合において現に職員でない者を臨時的に任用することができる。ときとして、「当該官職に採用、昇任、降任、転任又は配置換の方法により職員を任命するまでの間欠員に

しておくことができない緊急の場合」と規定されており、同号に該当する場合については、「人事院規則八―一二(職員の任免)の運用について」(平成二十一年三月十八日人企一五三二人事院事務総長通知)第三十九条関係第二項において、「例えば、事故、災害等により突発的に生じた欠員を緊急に補充する必要がある場合で、採用、昇任、降任、転任、配置換又は併任の方法による補充が直ちには行えない客観的な事情があるときが含まれる」と規定されている。また、同号に該当する場合は、同規則第三十九条第一項において、法第六十条第一項前段の人事院の承認があつたものとみなすこととされている。

その上で、お尋ねの「新型コロナウイルス感染症の流行」が同項の「緊急の場合」に該当するか否かについては、これらを踏まえ、任命権者が個別具体的な状況に即して判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、令和二年二月二十六日現在において、法第六十条第一項並びに人事院規則八―一二第三十九条第一項第一号及び第二号の規定その他の法令の規定により、新型コロナウイルス感染症への対応のため、職員の公募を行った事実及び公募を行う方針が定められたという事実はない。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る対応については、内閣に全閣僚から構成される新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、政府一体となつて対応しているところであり、引き続き、感染拡大の防止に向けて取り組んでまい

りたい。

四及び五について
各府省等は、「新型インフルエンザ等対策中
央省庁業務継続ガイドライン」(平成二十六年三月三十一日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定)に沿つて、各府省等が業務継続計画を策定しており、新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等をいう。)が発生した場合における各府省等の体制については、各府省等において、各府省等の同計画を踏まえ、法第六十条第一項に規定する臨時的任用の活用を含めて検討されるものである。

選挙の自由妨害罪による私人逮捕の正当性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿

浜田 聡

選挙の自由妨害罪による私人逮捕の正当性に関する質問主意書

地方選挙であれ国政選挙であれ、公示日又は告示日から選挙期日の前日までの選挙運動期間中は、暴行だけでなく威力についても「選挙の自由妨害罪」として強い罰則(四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金)が定められている。

また、公職選挙法二百三十条には「多衆の選挙妨害罪」の記載があり、多衆集合して選挙運動を妨害した場合は、別途、罰則が存在する。

しかし、選挙運動中に、立候補者が聴衆から演説のマイクを奪われたり、女性運動員が暴漢から腕を殴打されるなど、様々な選挙妨害をする有権者が存在するのが実情である。このような選挙の自由妨害が行われ続けることで安心・安全に選挙に立候補できないことも、我が国において女性議員の割合が先進国で最低水準の百六十五位であることに関係していると考えている。実際に選挙の自由妨害が生じたその瞬間に、警察が近くにいる場合、「現行犯であること」、「犯人が逃走するおそれがあること」といった私人逮捕のための条件を満たせば、刑事訴訟法二百十三条による私人逮捕を行うことができる。もちろん、私人逮捕後の判断は警察や検察、裁判官に委ねられる。

右を踏まえて、以下質問する。

一 公職選挙法二百二十五条の選挙の自由妨害罪が成立する行為には、選挙への立候補者が、同じ選挙に立候補している別の立候補者に対して行う選挙妨害も該当するか。

二 公職選挙法二百三十条記載の「多衆」とは、二人や三人でも該当すると解釈してよいのか。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁を求めない。国会法七十五条二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出選挙の自由妨害罪による私人逮捕の正当性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出選挙の自由妨害罪による私人逮捕の正当性に関する質問に対する答弁書

一について

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十五条に規定する「行為をした者」には、同条第一号及び第三号に規定する「公職の候補者」に係る選挙におけるその他の候補者も含まれ得るが、個別の行為が同条の規定に該当するか否かについては、具体の事実に基づいて判断されるべきものと考ええる。

二について

公職選挙法第二百三十条に規定する「多衆」とは、相当に多数人であることを意味するものと解しているが、個別の行為が同条の規定に該当するか否かについては、具体の事実に基づいて判断されるべきものと考ええる。

公職の候補者となろうとする者等に対する名誉棄損に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿

浜田 聡

公職の候補者となろうとする者等に対する名誉棄損に関する質問主意書

刑法二百三十条に名誉棄損についての規定がある。一方で、刑法二百三十条の二第一項において、公共の利害に関する場合の特例についての規定がある。さらに、刑法二百三十条の二第三項にて「公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」とされている。

つまり、公人に対する事実に基づいた批判は国民の知る権利にもつながるため、名誉棄損の除外対象となりうる。一方、昭和五十六年四月十六日の最高裁判所第一小法廷判決により、私人であっても社会的に一定の影響力を持つ者に対する批判は事実の公共性の要件を満たす場合があり、公人に準ずるという意味で「準公人」や「みなし公人」と呼ばれることもある(以下「準公人等」という)。そこで、以下質問する。

一 地方選挙や国政選挙への立候補予定者(いわゆる、立候補の決意を表明し、選挙の公示日又は告示日まで政治活動を行っている者等、公職選挙法に「公職の候補者となろうとする者」と規定されている者をいう。)は刑法二百三十条の二第三項にいう「公選による公務員の候補者」に該当するか。

二 過去、公選による公務員の候補者であったが、選挙に落選した者は刑法二百三十条の二第三項にいう「公選による公務員の候補者」に該当するか。

三 現職の議員のような公務に就いてはいない

が、国政政党や政治団体の代表である者は刑法二百三十条の二第三項にいう「公選による公務員の候補者」に該当するか。

四 YouTubeのような新しい発信メディアによって準公人等に対して真実に基づかない批判を繰り返す行為は名誉棄損に該当するかの。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁を求めない。国会法七十五条二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出公職の候補者となろうとする者等に対する名誉棄損に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出公職の候補者となろうとする者等に対する名誉棄損に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

犯罪の成否については捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断されるべき事柄であることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

コンセンション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月二十六日

吉田 忠智

参議院議長 山東 昭子殿

コンセンション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問主意書

令和元年十一月七日に提出した「コンセンション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問主意書」(第二百回国会質問第五三三三号。以下「前回質問主意書」という。)に対する答弁(内閣参質二〇〇第五三三三号。以下「前回答弁書」という。)について、以下改めて質問する。

一 前回答弁書の二及び三について(一)に関し、平成二十年七月に設置された国家公務員制度改革推進本部の労使関係制度検討委員会で確認された「交渉事項の範囲に関する論点について(検討用資料)」の「1. 交渉事項の範囲に係る整理の枠組について」の「(1)現行制度の整理」では、
③ 非現業公務員においては、管理運営事項については、交渉ができない(国公法第八八条の五第三項、地公法第五十五条第三項)とされているが、民間では使用者が経営に属する事項について任意に交渉し、協約を締結することは可能とされている。ただし、労働協約に規定された事項全てが必ずしも規範的効力をもつわけではなく、債務的効力にとどまる部分もある。
(参考 菅野和夫「労働法 第八版」P550)と明記されている。

この見解に立てば、「非現業公務員においては、管理運営事項については、交渉できない」ため、コンセンション方式によるPFI事業（以下「コンセンション事業」という。）の導入に伴う「転籍」により、公務員から非公務員となった後は、転籍先の労働条件について協議・交渉ができなくなるとも解釈されるが、どうか。過去に国鉄の民営化の際にも、「管理運営事項」について同様の問題が起き、労使交渉ができなかった経緯があったことも踏まえ、政府の見解を明らかにされたい。	の派遣職員が決定している場合のみならず、決定していない期間であっても、派遣職員の数や条件、保有するスキルイメージ等の情報について、原則競争的対話時までに応募予定者に対し公表することとの記述。	起きている。このことに伴い、労働条件の変更、解雇・分限免職といった問題はすでに起きている。	いて、同ガイドラインのどこにも記述されていないのは、どういう意味か。
二 前回質問主意書の三及び四で言う「転籍」とは、「公務員」が「非公務員」となり、移転先に「出向」するまたは「退職派遣」とされるという意味である。	3 同ガイドラインの10の(5)における「運営事業の初期段階は、退職派遣制度の趣旨にのっとり、当該運営事業の開始から最大おおむね五年間程度と想定されること」との記述。	三 公立病院を設置・運営する一部の事務組合の解散に伴い、米内沢病院解雇事件が起きた。元職員五人は、高裁では損害賠償が認められたものの、新組織には、この元職員の地位承継義務はないとしている。	四 前回答弁書は、コンセンション事業の移行に伴う「転籍」後、五年程度で元の職場に戻るという前提条件での労働条件について答弁していると思われる。地方自治体の中でも特に人口減少に悩む中小の市町村にとっては深刻な問題であるが、結果としてコンセンション事業への移行に伴う「転籍」は、地方公務員法第二十八条などを適用することになる可能性が高い。これらのことについても、同ガイドラインで触れられていないのはなぜか。
前回答弁書の「三について」では「当該派遣の運用に当たって留意する事項を示した「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（以下「同ガイドライン」という。）（平成三十年十月十八日民間資金等活用事業推進会議決定）等を策定・公表し、地方公共団体に対し説明・周知している」としている。	4 同ガイドラインの10の(6)における「国派遣職員について設けられている以下の給与、任用、年次休暇等に関する規定について、・・・地方派遣職員についても、当該規定に準じた規定を関係条例等において設けることが適当である」との記述。	この米内沢病院解雇事件については、平成三十年二月十五日に内閣府が中心となった「公務員関係判例研究会」で取り上げられた。ここでは「官」の公務員法と「民」の労働契約法との違い及び官から民への移行に伴い法整備が必要等の意見も出ていたが、こうしたことについて、前回答弁書では一言も触れていない。	五 前回答弁書の「五について」では、「厚生労働省をはじめとした・・・TUPE（事業を譲渡する会社の雇用を守ることを目的とした法規制）について研究・討議してきた」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である」とのことである。しかし、TUPEの経過と重要性について、政府が全く認識していないとは考えられない。
しかし、同ガイドラインの三十三頁に記述されている「10 退職派遣制度」の内容には次の1から4のように不明な点が多い。	これらの記述は、地方派遣職員についても国派遣職員の場合に準じるというだけのことではあるが、すでに行われている「コンセンション事業としての仙台空港等への国家公務員派遣」の場合のように、五年で交替できるようなケースであるならば良いが、五年後に戻る職場がない、あるいは定数が削減されているために「過員」となるというケースが自治体で予想される。この場合、地方自治体で決めることということになる可能性もあるが、労使の係争事件に発展する可能性もあると思われる。	国では、社会保険庁の年金機構への「移行」に伴い、「五百二十五人が分限免職された」と言われているが、こうした分限免職は、コンセンション事業に伴う譲渡では一切起きない、あるいは関係ないということか。こうした事案について、同ガイドラインのどこにも記述されていないのは、どういう意味か。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が平成十一年に成立する前に、小渕第一次内閣の下で、内閣府政策統括官室が中心となり、厚生労働省（当時、厚生省）、総務省（当時、総務庁、自治省）、経済産業省（当時、通商産業省）等の担当者とともに、三井物産研究所、三菱UFJ総合研究所等の民間研究機関からのメンバーとの合同PTの立ち上げによって、雇用問題を含めた当該法案の作成が進められていた。
1 同ガイドラインの10の(2)における「公募において・・・公務員の派遣人数を少なくする、あるいは派遣期間を短くすること」を評価するような評価基準を設定しないこと」との記述。	コンセンション事業ではなくとも、地方自治体では、指定管理者、独立行政法人などの新組織に事業が譲渡されるケースは、すでに	この中のスタッフでもあった広島国際大学の	
2 同ガイドラインの10の(3)における「実際			

森下正之教授はその後、日本で最初にPFIに関する総合的な解説をした冊子「PFI」を発表した。この中でも、当該法案の作成にあたりTUP Eについて議論されていたことが詳述されている。

厚生労働省医政局は、PFI等についての研究調査を行い、平成十七年三月付で「医療関係PFIにおける公務員の利活用・移籍等に関する検討調査結果報告書」の「第四章 公務員の処遇に係る多様な選択」(調査受託 三井物産戦略研究所)を発表した。

この中で、英国等の現地調査を含め、研究調査に参加したスタッフの一員でもあった三井物産戦略研究所長(当時)の美原融氏は、日本でPFIを導入する場合、日本版TUP Eが必要ではないかとの意見が出され議論されたと証言している。

また、平成十七年六月付で内閣府政策統括官室が作成した「行政改革にともなう雇用問題課題」のなかでもTUP Eについて紹介されている。

宮城県の水道事業のコンセッション化のために取り組んできた福田隆之官房長補佐官(当時)は、平成二十五年十二月付の「規制改革のアイディア」で「公務員の出向制度・転籍制度の整備」について、「現在の官民交流法が、小規模で三年から五年程度の出向しか想定していないことから、新たに数百人規模、十年、二十年程度の出向を想定した仕組みを設けるべきである。また、公務員を転籍させる場合に、現在の労働契約承継の個別同意という手法ではなく、労働

契約の包括的な承継(転籍前の条件で)を可能とする仕組みを導入すべきである(日本版TUP E)」と述べている。

前回答弁書では、こうした経過が全て欠落しており、担当者の認識不足の責任は重い。政府は、今後、水道事業を始め、インフラ整備事業全般をコンセッション事業に転換すると思われるが、並行してTUP Eについて、より論議を深め、国家公務員、地方公務員を問わず、非公務員を含め、職場で働く職員・労働者、自治体当局等に対して、その情報提供を進める必要があるのではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東、昭子殿

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問に対する答弁書

一について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「PFI法」という。)第二十二条第一項第四号に規定する派遣職員の派遣先における労働条件等については、同項において、公共施設

等運営権者は、公共施設等の管理者等と公共施設等運営権実施契約を締結しなければならないとされ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則(平成二十三年内閣府令第六十五号)第五条において、公共施設等運営権実施契約の内容には、公共施設等運営権者と任命権者又はその委任を受けた者との間で、個別の派遣職員の当該公共施設等運営権者における報酬その他の勤務条件並びに当該公共施設等運営権者において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間その他当該派遣職員をその業務に従事させることに關し必要な事項を定めた取決を締結する旨を含むものとされている。また、当該取決について内閣府が作成した「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)に基づく取決書のひな形」において、

当該取決の中に、勤務条件等の内容を定めるとともに、当該取決の定めの変更に、公共施設等運営権者と任命権者又はその委任を受けた者との間の協議に加えて、当該派遣職員の同意を得る必要があること等を定めており、政府としては、公共施設等運営権者と任命権者又はその委任を受けた者との間で、当該取決が遵守されるものと考えている。

なお、当該派遣職員は、当該任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員となるため退職しているため、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百八条の五第三項及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条第三項は適用されない。

二について

お尋ねのPFI法第七十九条第一項に規定する地方派遣職員の派遣先における労働条件の変更、解雇・分限免職といった労働条件の変化等については、一についてでお答えした取決により決せられるものと考えている。

三及び四について

お尋ねの「こうした分限免職」及び「地方公務員法第二十八条などを適用すること」が、地方公務員法第二十八条に基づき職員を免職することをいうとすれば、地方公務員の分限免職についての過去の裁判例において、任免権者が被処分者の配置転換が比較的容易であるにもかかわらず、その努力を尽くさずに分限免職をした場合には権利の濫用となると判示されており、分限免職については、このような考え方も踏まえ、各地方公共団体において、同法の規定に基づき、適切に対処されるべきものであると考えており、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」(平成三十年十月十八日民間資金等活用事業推進会議決定)には記載していないものである。なお、PFI法第七十九条第一項に規定する地方派遣職員の派遣先における解雇・分限免職については、二についてでお答えしたとおりである。

五について

御指摘の「TUP E」については、様々な文脈で用いられるものであり、その具体的に意味するところが明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

コンセッション事業と自治行政のあり方に
関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月二十六日

吉田 忠智

参議院議長 山東 昭子殿

コンセッション事業と自治行政のあり方に
関する質問主意書

令和元年十一月七日に提出した「コンセッション事業の推進がもたらす自治行政のあり方の変化に関する質問主意書」(第二〇二回国会質問第五二二号。以下「前回質問主意書」という。)に対する答弁(内閣参質二〇〇第五二二号。以下「前回答弁書」という。)について、以下改めて質問する。

一 前回質問主意書の中で「当該技術者の減少は、技術やノウハウの伝承に支障をきたしていないのか。技術やノウハウの伝承に支障が生じると、行政側がコンセッション事業をモニタリングする能力を失うことにならないか。政府の見解を明らかにされたい」とした部分について、前回答弁書では「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」(平成三十年十月十八日民間資金等活用事業推進会議決定)を策定・公表し、地方公共団体の職員に対して説明・周知している」としている。

しかし、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン(以下「同ガイドライン」という。)の「11 モニタリング」の「2 留意事項」では、「運営権者と管理者等の間での認識の齟齬が生じた場合に備え、第三者である専

門家の意見を聞く仕組み」を用意する、「運営権者の営業上のノウハウ、特定の者の不利益となる情報など、一定の配慮を要する情報を除き、公表する」と、仕組みの説明をしているにとどまっている。

問題は、すでに当該技術者の減少が「技術やノウハウの伝承に支障をきたしている」現状に加え、コンセッション方式によるPFI事業(以下「コンセッション事業」という。)の導入により、一層、技術やノウハウの伝承が困難になることである。このため、結果として管理者である公務員のモニタリングの能力も落ちる問題をどうするのかという点について、前回答弁書では答えていない。

さらに問題なのは、コンセッション事業における「安全性」が必ずしも「収益性」と同時に担保されない可能性があることである。つまり、管理者である公務員側のモニタリング能力の低下に加え、責任の所在が曖昧になることによつて、事故が起きる確率が高くなるのではないかと。同ガイドラインにおける「専門家に聞く」という手段では、日常の安全管理ができるのか不明であるが、政府の見解如何。

二 また、前回答弁書の六及び七について、「コンセッション事業は公共施設等の利用料金を徴収するものに限られており、その利用について料金を徴収しない道路の管理については、コンセッション事業の対象とはならない」としている。しかし、これは、平成二十五年六月十四日に閣議決定された「日本再興戦略」に掲げられたものであつて、当面の目標である。そもそも、民間資金等の活用による公共施設等の整備

等の促進に関する法律にはその対象として「道路」と明記されており、英国などの例を挙げるまでもなく、一般道路もコンセッション事業に含まれている。

また、日本の実態としては、一般道路(生活道路)においても、自動販売機や駐輪場、さらに「道の駅」などの収益施設がある。これらの延長として収益施設を拡大し、コンビニやカフェ、スーパーなどの店舗を設置することが増加している。河川敷でもすでにカフェ等を設置している自治体が全国にあるという実態を政府は承知しているのか。

収益施設の規模に拘らなければ、全ての公共施設はコンセッション事業の対象になるのではないかと。また、現在は小さくとも、今後その規模を大きくすることができると考えられる。

また、収益施設をAI化、機械化することによつて、余ったスペースで宿泊・休憩施設などを併設し、さらに様々な条件を持った別の公共施設を組み合わせることによつて、収益を上げることができると考えられる。その結果、コンセッション事業の範囲は、無限大に広がると考えられる。

前記一と同ガイドラインは、コンセッション事業の範囲について、「既設の公共施設で収益施設がすでにあるもの」に限定するような説明であるが、実態は「収益施設の無い公共施設」に分類されているものでも、規模の大小を問わず収益施設を持つているケースが多い。これを拡大させる、あるいは新たに収益施設を設置すれば、コンセッション事業の対象となり、公共施設は無限大に拡大できるということではないか。政府の見解如何。

三 平成三十年の衆参の厚生労働委員会における水道法改正案についての論議でも「関係台帳の不備が問題となった。特に中小の自治体で不備が多くみられている旨の報告があつた。道路等では一層こうした傾向が強いと現場からの報告を受けている。加えて、高架、橋げた、トンネルなど安全性が特に求められている部門では、緊急性も求められている。政府の取り組み姿勢ではなく、その実態についての認識と具体的な対応について明らかにされたい。

四 「文化・体育施設」に係るコンセッション事業の導入については、「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」においてオリビック施設のような大きな施設について方向性が示されているが、既設の施設で、特に中小のものについてはどうするのか明記されておらず、平面的で曖昧である。また、MICE(国際会議、イベント等)のための施設についても同様である。市町村合併あるいは一部事務組合に関係して、「収益性」が優先される結果、大きな施設が優先され、中小の施設については、住民の声が尊重されることがなく「廃棄」されるか、民間への「安易な売却」などが進められる傾向が強まると予想される。こうした問題は、当事者となった自治体が決めることとして済ましてはいけない。日本の国のあり方が問われることである。政府の見解如何。

五 日本の動物園関係者が多く参加している日本動物園水族館協会(以下「JAZA」という。)は、英米独をはじめとする先進国の動物園園長、査察官あるいは動物学者らが参加している

令和二年三月十一日 参議院会議録第七号 質問主意書及び答弁書

世界動物園水族館協会(以下「WAZA」という。)に加盟している。

WAZAの会議において、いまだに見られる「狭くて檻に囲まれた無機質な動物舎」は、「動物の福祉の向上」という観点で好ましくないと、動物の習性や生態を配慮した十分なスペースを確保し、施設を充実するよう、世界の動物園団体と関係政府に働きかけている(アニマルウェルフェアと環境エンリッチメント運動)。

本来、公立動物園の場合は、自治体として、アニマルウェルフェアと環境エンリッチメントの観点から、獣舎の移設や大幅な改築等を行うべきであるが、資金の見通しが厳しいこともあり、明確な方針を示せていない。

そのため、WAZAに加盟しているJAZAが、約二年かけて飼育施設の大きさや構造などについて自主的に規制するために「適正飼育施設ガイドライン」を設けることになった。

このことは、二〇二〇年一月二十九日付の朝日新聞で「動物に優しい動物園ってどんな場所? 協会が自主規制へ」という見出しで報道されている。

公園に関しては、国土交通省がすでに「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」を提示しているが、動物園事業においても同様に政府としてガイドライン等を提示すべきではないか。また、現在、他の方法も含めた基本的な方針を作成しているのかについても併せて明らかにされたい。

右質問する。

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員吉田忠智君提出コンセクション事業と自治行政のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出コンセクション事業と自治行政のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

「管理者である公務員のモニタリングの能力も落ちる問題をどうするのか」及び「責任の所在が曖昧になることによって、事故が起きる確率が高くなるのではないか」とのお尋ねについて

は、地方公共団体の職員が効果的かつ効率的にモニタリングを行い、地方公共団体が所有権を有する公共施設等における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「PFI法」という。)第二条第六項に規定する公共施設等運営事業(以下「コンセクション事業」という。)の適正かつ確実な実施が確保されるよう、先の答弁書(令和元年十一月十九日内閣参質二〇〇第五二号)五についてでお答えしたとおり、既存のモニタリングに関するガイドラインにおける規定事項に加えて、コンセクション事業において留意する事項を示した「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」(平成三十年十月十八日民間資金等活用事業推進会議決定)において、地方公共団体が自ら行

うモニタリングを補完するため、「第三者である専門家を活用したモニタリングを併せて行うこと」、官民間のリスク分担について、責任の所在が明確になるよう、「実施契約は、・・・できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確なものとする」こと等を示しており、コンセクション事業を実施する各地方公共団体においては、当該コンセクション事業について、同条第七項に規定する公共施設等運営権の設定後も、これらのガイドライン等を踏まえて、モニタリングを行うために職員の配置を含めて必要な体制を構築することになると考えており、政府としては、引き続き、これらのガイドラインについて、地方公共団体の職員に対して説明・周知してまいりたい。

二について

御指摘の「河川敷でもすでにカフェ等を設置している自治体が全国にあるという実態」の意味するところが必ずしも明らかではないが、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十四条に基づき河川管理者の土地の占用の許可(以下「占用許可」という。)を受けた民間事業者又は占用許可を受けた地方公共団体等と使用契約を締結した民間事業者が河川敷にオープンカフェ等を設置している事例は承知している。また、コンセクション事業は、PFI法第二条第六項において、「公共施設等の管理者等が所有権・・・を有する公共施設等(利用料金(公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。)を徴収するものに限る。)」について、運営等・・・を行い、利用料金を自らの収入として収受するも

のをいう」とされており、利用料金を徴収しない公共施設等に御指摘のような「コンビ二」、「カフェ」等の「収益施設」を設置したとしても、コンセクション事業の対象とならない。

三について

御指摘の「関係台帳」の意味するところが必ずしも明らかではないが、水道施設台帳については、平成二十八年十二月時点において、水道事業者等が水道施設台帳を整備している割合は約六十一パーセントとなっていたところ、平成三十年に水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)を改正し、令和四年十月一日から、水道事業者等は、水道施設の適切な管理のため水道施設台帳を作成し、これを保管しなければならないこととしたところである。また、道路台帳については、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二十八条第一項の規定に基づき、道路管理者は、その管理する道路台帳を調製し、これを保管しなければならないこととされているが、一部の地方公共団体において、道路台帳の記載が十分ではなかったことから、道路台帳の記載の周知徹底を図っているところである。

四について

お尋ねの「文化・体育施設」及びMICE施設に係るコンセクション事業の導入については、御指摘の「中小の施設」も含め、政府として、引き続き、具体的な案件形成が行われるよう、地方公共団体等の取組を支援してまいりたい。

五について
お尋ねの「他の方法も含めた基本的な方針」の意味するところが必ずしも明らかではなく、

「公立動物園」における「獣舎の移設や大幅な改築等」の事業に係る方針については、各地方公共団体において適切に検討されるべきものであるが、政府において、コンセプション事業について、動物園を含む文教施設の特徴を踏まえながら、具体的な検討事項を解説した「文教施設におけるコンセプション事業に関する導入の手引き」平成三十年三月文部科学省を作成し、地方公共団体に対して周知を行っているところである。

中東地域における日本関係船舶の防護と国際法上の旗国主義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月二十七日

白 眞勲

参議院議長 山東 昭子殿

中東地域における日本関係船舶の防護と国際法上の旗国主義に関する質問主意書

政府は、「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」令和元年十二月二十七日国家安全保障会議決定、閣議決定。以下「閣議決定」という。に基づき、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動を実施するため、自衛隊の艦艇及び航空機を派遣しているものと承知している。

本件に関し、以下質問する。

一 閣議決定においては、日本関係船舶について、「日本籍船及び日本人が乗船する外国籍船

のほか、我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又は我が国の積荷を輸送している外国籍船であつて我が国国民の安定的な経済活動にとつて重要な船舶をいう」ものとしている。このうち、「日本人が乗船する外国籍船」については、日本人が一人でも乗船していれば該当するのか、あるいは、一定数の日本人が乗船していなければならない等の何らかの基準が設けられているのか。何らかの基準が設けられている場合は、その基準も示されたい。

二 日本関係船舶のうち、「我が国の積荷を輸送している外国籍船であつて我が国国民の安定的な経済活動にとつて重要な船舶」は、当該外国籍船が輸送する全ての積荷が我が国を仕向地とするものでなければならないのか。例えば、自動車運搬船の場合には、複数の港に寄港しながら運航していることもあると聞いているが、我が国を仕向地とする積荷のほか、第三国を仕向地とする積荷もあわせて輸送する外国籍船も日本関係船舶に該当するのか。一定の割合で我が国を仕向地とする積荷を輸送していなければならない等の何らかの基準が設けられているのか。何らかの基準が設けられている場合は、その基準も示されたい。また、「我が国国民の安定的な経済活動にとつて重要な船舶」とは具体的にどのような船舶をいうのか。積荷によつて我が国国民の安定的な経済活動にとつて重要かを判断するのであれば、どのような積荷であれば「我が国国民の安定的な経済活動にとつて重要な船舶」に該当するのか。また、どのような積荷であれば該当しないのか、具体的に説明された。

三 政府は、日本関係船舶に対する不測の事態が発生した場合において、自衛隊による更なる措置が求められる場合には、自衛隊法第八十二条の規定に基づく海上警備行動を発令して対応するとする一方、公海上における外国籍船舶の防護については、国際法上、一般的には当該船舶への排他的管轄権を有する旗国がその責任のもとに行うべきとの旗国主義の考えに基づき対応することが基本であるとして、日本関係の外国籍船舶の防護に際して、自衛隊は、実力の行使を伴わない措置等をとる旨答弁している(令和二年一月二十三日衆議院本会議における安倍内閣総理大臣答弁等)。政府として、日本関係の外国籍船舶の防護については、武器の使用を伴う措置をとることができないと考えているのか、明確にされたい。また、このような政府の見解は、どのような国際法上の根拠に基づき導き出されたものなのか。具体的な条約、判例等を示されたい。

四 前記三で挙げた答弁のとおり、公海上における外国籍船舶の防護について、国際法上、一般的には当該船舶への排他的管轄権を有する旗国がその責任のもとに行うべきとの旗国主義の考えに基づき対応することが基本であるということであれば、旗国の同意を得ることにより、侵害行為を受けている当該外国籍船舶の防護も可能となるのか。その際、旗国の同意はどのように得るのか。当該外国籍船舶の船長から、武器の使用を含む実力の行使を伴う措置をとってほしい旨の緊急性のある強い要請を受けた場合、それは旗国の同意を得たことになるのか。また、事前に旗国の同意をとってしまえば、防護対象となる船がどこの船籍であつても、国際法上、武器の使用を含む実力の行使を伴う防護が可能となるのではないかと、政府の見解を示されたい。

五 過去の政府答弁には、「公海におきましては、(中略)旗国以外の国の執行管轄権の行使を受けないという旗国主義という原則がある」との答弁(平成十八年十二月十四日参議院国土交通委員会における小松外務省国際法局長答弁)や、「国際法上、公海上にございます船舶はその旗国の排他的管轄権に服するので、当該船舶に対しまして船舶検査活動を実施するためにはその旗国の同意を得る必要があります」との答弁(平成十二年十一月二十八日参議院外交・防衛委員会における谷内外務省条約局長答弁)など、国際法上の旗国主義に関して、他国を旗国とする船舶への乗船、臨検等の措置は原則として認められないといった観点から説明するものが確認できる。現在、政府は、海上警備行動発令時の日本関係船舶の防護に関して、被害船舶が日本籍船か外国籍船かによつて実力の行使を伴う措置等をとることができるか否かを判断するとし、これを国際法上の旗国主義の原則に基づくと説明しているが、国際法上の旗国主義の原則において問題となるのは、被害船舶の国籍ではなく、侵害行為等を行う船舶の国籍ではないのか。海上警備行動発令時に、日本関係船舶のうち外国籍船舶の防護に際しては実力の行使を伴う措置等は認められないとする理由を、国際法上の旗国主義の原則に求めることは適切な解釈なのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和二年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員白眞勲君提出中東地域における日本
関係船舶の防護と国際法上の旗国主義に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員白眞勲君提出中東地域における
日本関係船舶の防護と国際法上の旗国主義
に関する質問に対する答弁書

一について

ある船舶が「中東地域における日本関係船舶
の安全確保に関する政府の取組について」（令和
元年十二月二十七日閣議決定。以下「本閣議決
定」という。）にいう「日本人が乗船する外国籍
船に該当するか否かについては、その文言の
とおり、当該船舶に日本人が乗船しているか否
かによって判断することとしており、乗船して
いる日本人の多寡によって判断を異にするべきも
のではないと考えている。

二について

ある船舶が本閣議決定にいう「我が国の積荷
を輸送している外国籍船であつて我が国国民の
安定的な経済活動にとって重要な船舶」に該当
するか否かについては、一般に、当該船舶が輸
送している我が国の積荷の内訳等を踏まえつ
つ、個別具体的な状況に応じて判断する必要が
あると考えているところであり、御指摘のよう
に「当該外国籍船が輸送する全ての積荷が我が
国を仕向地とするものでなければならぬ」等
の基準を設けているものではない。

その上で、原油等のエネルギー資源を積荷と

して我が国に輸送する外国籍船については、こ
れらの積荷が我が国国民の安定的な経済活動に
とつて重要であることを踏まえ、基本的には、
本閣議決定にいう「我が国の積荷を輸送してい
る外国籍船であつて我が国国民の安定的な経済
活動にとって重要な船舶」に該当し得るものと
考えているところである。

三から五までについて

公海上の船舶については、海洋法に関する国
際連合条約（平成八年条約第六号）第九十二条
において「船舶は、一の国のみの旗を掲げて航
行するものとし、公海においてその国の
排他的管轄権に服する」と規定されているな
ど、一般的には当該船舶の旗国が排他的管轄権
を有するとの「旗国主義」の考えが国際法上確立
されている。

このため、本閣議決定にいう「日本関係船舶
に該当する公海上の外国籍船の防護に当たつて
も、こうした「旗国主義」の考えに基づいて対処
することを基本とすべきものと考えているが、
いずれにせよ、自衛隊がこれらの船舶の防護に
際して、実力の行使を伴わない措置を含め、具
体的にいかなる措置をとることが可能であるか
については、個別具体的な状況に応じて判断す
る必要があると考えている。

なお、一般に、公海上の外国籍船の旗国の同
意があれば、当該旗国以外の第三国が、当該外
国籍船への武力攻撃に至らない侵害を排除する
ために、当該侵害を行う船舶に対して、実力を
行使することが可能となるといった考え方が国
際法上確立されているとは、承知していない。

クルーズ船に対する国際法上の管轄権と「日
本関係船舶」の該当性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

令和二年二月二十七日

白 眞勲

参議院議長 山東 昭子殿

クルーズ船に対する国際法上の管轄権と
「日本関係船舶」の該当性に関する質問主意
書

船内で新型コロナウイルス感染症が発生したク
ルーズ船に対する国際法上の管轄権と「日本関係
船舶」の該当性に関して、以下のとおり質問す
る。

一 「中東地域における日本関係船舶の安全確保
に関する政府の取組について」（令和元年十二月
二十七日国家安全保障会議決定、閣議決定）で
は、「日本関係船舶」について、「日本籍船及び
日本人が乗船する外国籍船のほか、我が国の船
舶運航事業者が運航する外国籍船又は我が国の
積荷を輸送する外国籍船であつて我が国国民の
安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう」
ものとしている。船内で新型コロナウイルス感
染症が発生した英国国籍のクルーズ船「ダイヤ
モンド・プリンセス」は、乗客乗員約三千七百
人の半数近くが日本人であつたが、このクルー
ズ船は「日本関係船舶」のうち、「日本人が乗船
する外国籍船」に含まれるのか。また、一般に
乗客に船旅を提供するクルーズ船は「日本関係
船舶」に該当するののか。

二 次に、クルーズ船に対する国際法上の管轄権

について質問する。令和二年二月二十日の衆議
院予算委員会において加藤厚生労働大臣は、ク
ルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の対応に
ついて質され、「洋上にある船に対して誰がど
う管轄権を持つているか。条約上、ざくつとし
た管轄権はその船の船籍国ということになりま
す。」と答弁した。ここでも「ざくつとした管
轄権」を持つとする船籍国は、具体的にどのよ
うな管轄権を持つており、どのような管轄権を
持つていないのか。根拠となる条約と該当条文
を挙げた上で詳細に説明されたい。

三 前記二の予算委員会で加藤厚生労働大臣は
「いつとき我が国の領海内を動いていた。こう
いったときに、誰がどういふふう管轄権を持
つのか。」と独り言のような発言もしているが、
問題提起だけで政府としての明確な見解を示し
ていない。この提起された問いの答えが聞きた
いところである。クルーズ船「ダイヤモンド・
プリンセス」が日本の領海内を航行していたと
き、同船の管轄権は誰がどのように持つていた
のか、政府の見解を示されたい。また、日本の
領海内を航行中のクルーズ船内における感染症
への対応や公衆衛生に関して、日本の法律を適
用し行政権を執行できない場合があるのか。で
きない場合があれば、その具体例を示されたい。

四 クルーズ船が日本の港に停泊している場合
は、領海内を航行中のクルーズ船と比較して日
本が行使し得る管轄権の範囲や内容に違いがあ
るのか。

五 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の船
内にはカジノ施設があるが、当該クルーズ船が

日本の領海内を航行中にカジノ事業を行うことができるのか。また、日本籍船のクルーズ船は、日本の領海内において特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業を行うことができるのか。

右質問する。

令和二年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員白眞勲君提出クルーズ船に対する国際法上の管轄権と「日本関係船舶」の該当性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員白眞勲君提出クルーズ船に対する国際法上の管轄権と「日本関係船舶」の該当性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ダイヤモンド・プリンセス」は、「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」（令和元年十二月二十七日閣議決定）における日本関係船舶のうち日本人が乗船する外国籍船に含まれると考えられる。また、後段のお尋ねについては、「一般に乗客に船旅を提供するクルーズ船」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二から四までについて

お尋ねの「ダイヤモンド・プリンセス」については、海洋法に関する国際連合条約（平成八年条約第六号。以下「国連海洋法条約」という。）第

九十二条一及び第九十四条一に規定する「船舶は、一の国のみの旗を掲げて航行するもの」とし、国際条約又はこの条約に明文の規定がある特別の場合を除くほか、公海においてその国の排他的管轄権に服する」及び「いずれの国も、自国を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行う」が適用される。

また、一般論として申し上げれば、港を含む内水及び領海には沿岸国の主権が及んでいることから、お尋ねの「ダイヤモンド・プリンセス」を含め、我が国の港及び領海にある船舶には、原則として沿岸国たる我が国の管轄権が及ぶ。したがって、お尋ねの「日本の領海内を航行中のクルーズ船内における感染症への対応や公衆衛生」に関し、沿岸国たる我が国の法令に基づく措置を採ることは、基本的には問題ない。ただし、国連海洋法条約第二十四条に基づき、領海において、沿岸国は、外国船舶の無害通航を妨害してはならない等の義務を負っていることから、お尋ねの「クルーズ船が日本の港に停泊している場合」と異なり、「領海内を航行中のクルーズ船」が無害通航を行っている場合、我が国は当該措置を採ることができないことがある。

五について

お尋ねの「カジノ事業を行うことができる」との意味するところが必ずしも明らかではないが、領海を含む我が国領域内で、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二条第八項に規定するカジノ事業（以下「カジノ事業」

という。）を適法に行うためには、同法第三十九条の免許を受ける必要があるところ、カジノ事業は、同法第二十条第十項に規定するカジノ施設において行われるものであり、当該カジノ施設を含む同条第一項に規定する特定複合観光施設は、同条第二項の規定により一団の土地に設置されるものであるため、お尋ねの「ダイヤモンド・プリンセス」を含め、船上においてカジノ事業を行うことはできない。

辺野古新基地建設事業に係る大浦湾の軟弱地盤に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月二十八日

伊波 洋一

参議院議長 山東 昭子殿

辺野古新基地建設事業に係る大浦湾の軟弱地盤に関する質問主意書

沖縄県名護市の辺野古新基地建設に係る、政府のいう「普天間飛行場代替施設移設事業」の予定地である大浦湾には、軟弱地盤と称されるような粘性土からなる沖積層が海底に広がっている。特にB27地点（以下「同地点」という。）については、海面下九十メートルまで軟弱地盤が存在することが判明しているが、同地点はケーソン護岸の直上であり、現状では海面下七十メートル以深を地盤改良する技術が存在しないことから、埋立てと施設の安定性確保について極めて深刻な疑念が生じている。そこで、以下質問する。

一 同地点に関し、今後、日本政府として、改めてボーリング調査によるサンプリングを行い、採取した粘性土を試料に、室内における力学試験を行って、土層の力学的性質（せん断強さ）を把握するべきではないか。特に、海面下七十メートル以深の土層の力学的性質を、前記の力学試験により把握するべきではないか。

二 同地点に関し、平成二十九年一月の事業名「シュワブ（H26）ケーソン新設工事（一工区）」（以下「新設工事」という。）の時点ですでに、海面下九十メートルまで沖積層が存在していることを認識していたはずである。それにもかかわらず、同地点に関し、ボーリング調査によるサンプリングを行い、採取した粘性土を試料に、室内における力学試験を行って、土層の力学的性質（せん断強さ）を把握することを行わなかった理由を明らかにされたい。

三 同地点に関し、平成二十九年一月の新設工事の時点で、海面下九十メートルまで沖積層が存在していることを政府は認識していたか。認識していたとすれば、いつの時点で認識していたか。認識していなかったとすれば、いつ当該事実を認識したか。

右質問する。

令和二年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員伊波洋一君提出辺野古新基地建設事業に係る大浦湾の軟弱地盤に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊波洋一君提出辺野古新基地建設事業に係る大浦湾の軟弱地盤に関する質問に対する答弁書

一及び二について

キャンプ・シュワブ辺野古崎に隣接する大浦湾の水域(以下「大浦湾水域」という。)においては、これまで、普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たって、ボーリング調査、電気式コーン貫入試験、音波探査、室内土質試験等の土質調査を行い、地層の構成や強度等を把握してきたところであり、御指摘の「B27地点」についても、こうした土質調査の結果から、その地盤の特性を十分に把握できているものと考えている。

このため、政府としては、大浦湾水域における護岸等の設計に当たって、御指摘のような追加のボーリング調査等を実施する必要があるとは考えていない。

三について

沖縄防衛局においては、平成三十年十二月に、「シュワブ(H26)ケーソン新設工事(Ⅰ工区)」の受注者から、大浦湾水域における土質調査の結果について報告を受け、御指摘の「B27地点」に「海面下九十メートルまで沖積層が存在していること」を確認したところである。

新型コロナウイルス等感染症対策として接客業等において労働者がマスクを着用することを使用者が禁止することに関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月二十八日

浜田 聡

参議院議長 山東 昭子殿

新型コロナウイルス等感染症対策として接客業等において労働者がマスクを着用することを使用者が禁止することに関する質問主意書

主意書

保険相談サービス「ほけんROOM」を運営するWizleapが行った「接客業とマスク着用に関する意識調査」によれば、「今まで働いた接客業において、マスクの着用が禁止されていたことはありますか?」という質問に対して、「禁止されていたことはある」(十五・七%)、「暗黙のルールで禁止だった」(十六・五%)と答える人が少なからずいた。新型コロナウイルス感染症流行後もこの傾向はある程度見られており、労働相談窓口には「マスク着用が禁止されている」という相談が寄せられていると二月二十五日の毎日新聞などで報じられている。

一方、新型コロナウイルス感染症は、政府は今のところ労働安全衛生法六十八条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはしていない。病者の就業の機会をできるだけ失わせないようにするという法運用(例えば、「労働安全衛生規則の施行について」(昭和四十七年九月十八日付都道府県労働基準局長あて労働省労働基準局長通達。基発第六〇一号の二)の労働安全衛生規則六十一条関係の文言など)は理解できるが、そうすると時給で働く方等、休めば休むだけ給料が減る働き方をしている方々は、政府の新型コロナウイルスへの感染を

疑われる人が帰国者・接触者相談センターに相談する目安である「体温が三十七・五度程度」であっても、三日は就業せざるを得ないし、その方の経済状況によっては、体温が三十七・五度以上の日が四日以上続いていても、新型コロナウイルス感染症の疑いを隠して就業を続けることが容易に想像できる。

前記のような状況の中、病者である労働者等(労働契約法二条一項の労働者及び任命権者でない公務員をいう)が就業する際、咳エチケットとして自費でマスクを着用しようとしたところ、事業者等(労働契約法二条二項の使用者及び公務員の任命権者をいう)がマスク着用を禁止することは、他の従業員の飛沫感染の危険性を合理的理由なく上昇させることを意味するから、安全配慮義務(労働契約法五条に規定された安全配慮義務及び昭和五十年二月二十五日最高裁判所第三小法廷判決等で認められた公務員の任命権者が負う安全配慮義務をいう)に反すると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

令和二年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス等感染症対策として接客業等において労働者がマスクを着用することを使用者が禁止することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス等感染症対策として接客業等において労働者がマスクを着用することを使用者が禁止することに関する質問に対する答弁書
お尋ねの「安全配慮義務」に違反するか否かについては、個別の事案に応じて司法判断がされるものと考えており、一概に答えすることは困難である。

新型コロナウイルス感染症による労働者の休業補償を新規国債発行で賄うことに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月二十八日

浜田 聡

参議院議長 山東 昭子殿

新型コロナウイルス感染症による労働者の休業補償を新規国債発行で賄うことに関する質問主意書

香港政府は二〇二〇年度の当初予算案を発表した。新型コロナウイルスの感染拡大などを受け、十八歳以上の永住権を持つ住民を対象に、一人あたり一万香港ドル(約十四万二千元)を支給する等、経済面の支援が主な柱である。

ところで、我が党は、先の参議院埼玉県選出議員補欠選挙にてベシックインカムの導入を公約として掲げており、目下ベシックインカム導入実現のため、その財源をどれだけ国債に依存でき

るか検討中である。試しに消費税を五パーセントとし、国民一人あたり年間十四万円を無差別に支給する場合の財源を全て国債としたときの消費者物価指数(以下「CPI」という。)上昇率の変化幅を予測するべく、参議院の調査室に計量経済シミュレーションを依頼した。その試算結果は次の通りである。

CPI上昇率の変化幅(ベースラインとの比較)

二〇二〇年 マイナス二・九パーセント

二〇二一年 〇・八パーセント

二〇二二年 〇・八パーセント

二〇二三年 〇・五パーセント

二〇二四年 〇・一パーセント

二〇二五年 マイナス〇・一パーセント

当該試算結果については便宜的に設けた仮定の下でのシミュレーションの一つに過ぎないことは考慮に入れる必要があると考えるが、これだけのテコ入れをしても、日本の頑固なデフレ圧力は強力であるとの試算結果である。十年国債の金利も全て一パーセント未満に収まった。

新規国債発行の総量の検討において考慮すべき重要なものがインフレ率である。当該試算結果から見れば、我が国も香港政府並みの経済支援を新規国債発行のみによって行うことが十分可能であると考える。総理大臣が全国の小中学校・高等学校・特別支援学校に対し一斉に休校要請をした結果、突如として三月の収入を失うこととなった非正規教員の方、子供の面倒を見るために収入が突然減ることとなるフリーランスや時給で働く方等、休めば休むだけ給料が減る働き方をしている方に対して、このような経済支援を行うことは大いに意義があると考ええる。

政府は、至急国債の追加発行を行い、香港政府並みの本格的な休業補償を行うことを検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

令和二年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症による労働者の休業補償を新規国債発行で賄うことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス感染症による労働者の休業補償を新規国債発行で賄うことに関する質問に対する答弁書

御指摘の「香港政府並みの本格的な休業補償」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、令和二年三月二日に厚生労働省が公表した「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度)について」において示しているとおり、今後、「新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設」する予定であり、必要な財源を確保しながら進めることとしている。

明治三十五年三月十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番五号 港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一二一円